

五霞町
一般廃棄物処理基本計画

令和6年3月

五霞町

はじめに

本町における環境行政を取り巻く情勢は、人口の減少傾向や少子高齢化の進行、社会・経済の急速な変化に伴う生活スタイルの多様化が進み、排出される廃棄物の増加やその種類も様々に変化し、廃棄物を処分する処理場の運営は年々厳しさを増しています。

こうした状況を踏まえ本町では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、今後10年間の廃棄物の適正な処理と環境保全の推進を図るため、「五霞町一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

本計画では、循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生抑制やリサイクル等の取り組みを強化するため、環境負荷の低減と資源の有効活用、町民・事業者・町の連携によるごみの減量化・再資源化及び環境教育の推進を重点施策として掲げております。

本計画の推進にあたっては、自らの日常生活に直結する問題でもあることから、町民の皆様のご理解とご協力を得ることが不可欠となっております。将来にわたり、持続可能な循環型社会のまちづくりの構築のために、廃棄物処理の抱える諸問題を町民の皆様と連携し、解決して参りたいと考えております。

結びに、本計画策定にあたり、ご審議いただきました五霞町環境審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご協力を賜りました町民の皆様や関係者のご厚情に心よりお礼申し上げます。

令和6年3月

五霞町長 知久清志



目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の対象・期間	4
第2章	町域の概要	5
1	位置と地勢	5
2	気象	6
3	人口・世帯数	7
4	産業	8
5	土地利用状況	9
6	ごみ処理行政の動向	10
第3章	ごみ処理基本計画	17
1	ごみ処理の現況	17
2	ごみの排出状況	23
3	ごみに関する意識調査	39
4	ごみ処理の現状及び課題	42
5	ごみの将来予測	43
6	ごみ処理基本計画	45
第4章	生活排水処理基本計画	55
1	生活排水処理の状況	55
2	し尿・浄化槽汚泥処理の状況	58
3	生活排水処理の課題	59
4	生活排水処理の計画	60
第5章	計画の推進	61
1	計画の推進体制	61
2	計画の進行管理	61
	資料編	62
	アンケート調査	62
	用語解説	81

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

私たちの快適で便利な日常生活は、多種多様な物に囲まれ維持されてきました。その一方、資源の枯渇、自然環境の破壊、温室効果ガス排出量の増加等の環境問題を引き起こしています。更に、廃棄物では、量の増加や質の多様化、処理に伴う環境負荷の増大等の問題を抱えています。

平成 27 年 9 月に国連本部で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、人類の発展と地球の持続の両立を実現するため、平成 28 年から令和 12 年までの間に達成すべき 17 の目標「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が提案され、資源や環境に関する目標の達成に向け、実効性の高い政策の実現が求められています。

国内では循環型社会の構築を目的として、平成 12 年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、その後「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法という。）の改正、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」、「特定家庭用機器再商品化法」、「食品循環再生利用等の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」などの各種リサイクル法の整備を行っています。更に、令和元年には「食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和 4 年には「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が施行されました。また、関連する計画として、平成 30 年に「第五次環境基本計画」と「第四次循環型社会形成推進基本計画」、令和 5 年に「廃棄物処理施設整備計画」が閣議決定しました。

廃棄物の減量化、資源化に向け茨城県では、令和 5 年に「第 4 次茨城県環境基本計画」、令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とする「第 5 次茨城県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の発生抑制や循環的利用の促進、適正処理の確保に向け、一般廃棄物の排出量や再生利用率の目標を定めています。

五霞町（以下、本町という。）でも、町民、事業者と連携し、ごみの減量化、資源化に取り組んできました。しかし、一人 1 日あたりのごみ排出量は茨城県平均を上回り、資源化率は茨城県平均を下回っています。

このような状況を踏まえ、町民、事業者、町が連携しごみの減量化、資源化に取り組み、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を目指し、「五霞町一般廃棄物処理基本計画」（以下、本計画という。）を策定することとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法」第 6 条第 1 項に基づき、市町村が定める計画であり、本町の一般廃棄物の処理、処分、処理量の見込み、排出抑制の方策を定めるものです。

また、上位計画である「第 6 次五霞町総合計画」や「五霞町環境基本計画」における一般廃棄物の排出抑制、再利用・再生利用及び適正処理に関する事項について具体化し定める個別計画で、本町の一般廃棄物の処理に関する最上位計画とし、総合的・計画的な廃棄物の処理に関する施策を推進するための計画です。

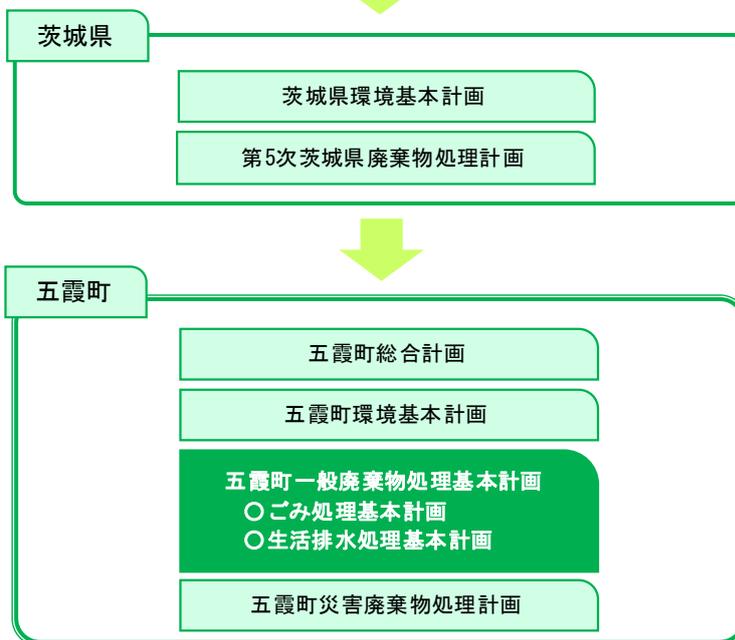
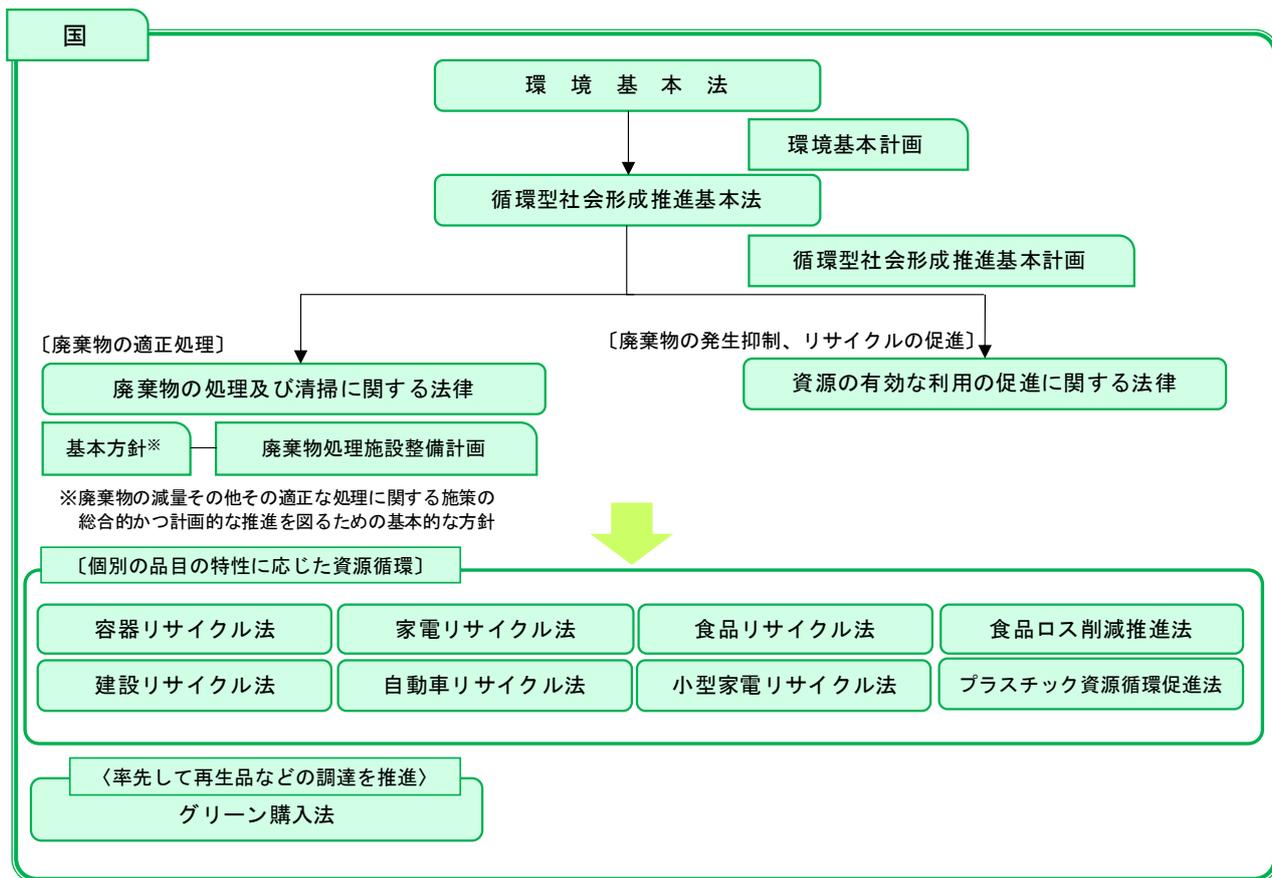


図 1-2-1 計画の位置づけ

●● 廃棄物処理法第6条第1項（抜粋） ●●

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

●● 図 1-2-1 中の法律の概要 ●●

環境基本法	環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、環境保全に関する施策の基本事項を定めています。
循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務、施策の基本事項を定めています。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	略称は「廃棄物処理法」で廃棄物の発生抑制及び適正な処理、関連する規制について定めています。
資源の有効な利用の促進に関する法律	略称は「資源有効利用促進法」で10業種、69品目を対象業者・製品とし、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を目的としています。
容器リサイクル法	正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で、一般廃棄物に含まれる容器包装の再生利用を目的としています。
家電リサイクル法	正式には「特定家庭用機器再商品化法」で、エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍機について、一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。
食品リサイクル法	正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の発生抑制を図ることを目的としています。
食品ロス削減推進法	正式には「食品ロスの削減の推進に関する法律」で、食べることができる食品をできるだけ食品として活用することを目的としています。
建設リサイクル法	正式には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、建設工事の資材等の再資源化を義務付けています。
自動車リサイクル法	正式には「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で、使用済自動車のリサイクル・適正処理を定めています。
小型家電リサイクル法	正式には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」で、デジタルカメラやゲーム機等の再資源化を定めています。
プラスチック資源循環促進法	正式には「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」で、プラスチックの資源循環等の促進を定めています。
グリーン購入法	正式には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」で、環境物品等の調達や情報提供を促進することを定めています。

3 計画の対象・期間

3-1 対象地域

本計画の対象地域は、五霞町全域とします。

3-2 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業者から排出される「事業系ごみ」、「し尿、浄化槽汚泥」を含む「一般廃棄物」と、地震や台風等の災害により発生する「災害廃棄物」とします。

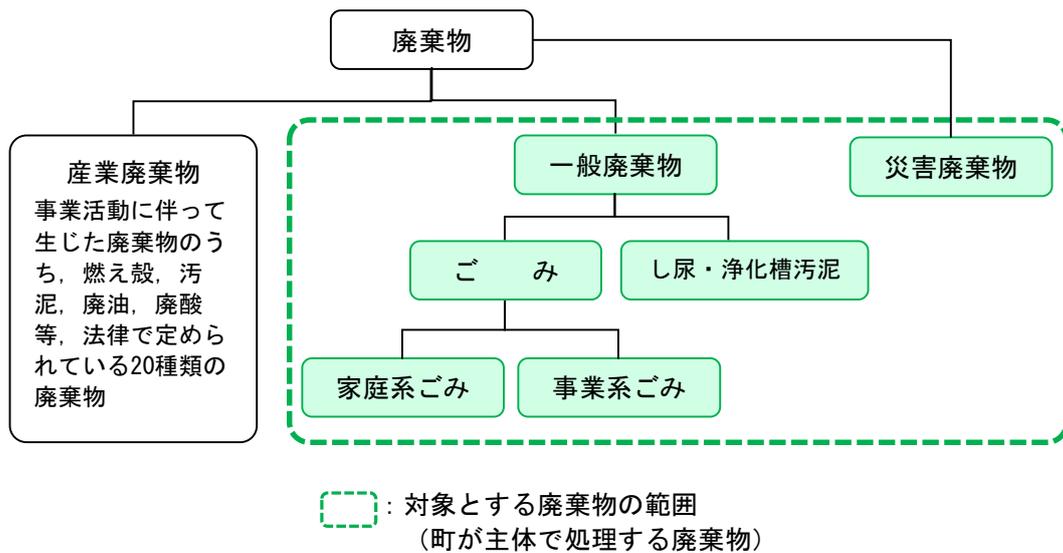


図 1-3-1 対象とする廃棄物の範囲

3-3 計画期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間とします。

但し、計画期間中に計画の前提となる諸条件に変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

第2章 町域の概要

1 位置と地勢

本町は、関東平野のほぼ中央、茨城県の西南端に位置し、東西に7.1km、南北に6.1km、面積23.11km²で、都心から約50km、県都水戸市から約70kmの圏域にあります。東は江戸川を隔てて千葉県に、南西は権現堂川及び中川を隔てて埼玉県に、北東部を流れる利根川を隔てて古河市、境町に接しており、四方を河川に囲まれた県境のまちとなっています。地質は猿島台地の洪積層と、利根川、渡良瀬川が形成した沖積層からなり、標高8～15m程度の平坦な地形です。



図 2-1-1 五霞町位置図

2 気象

本町の気候は、夏は梅雨や台風による降雨と盛夏の晴天がみられ、冬は降水量が少なく、晴天が多いことが特徴です。

表 2-2-1 令和 4 年月別気象の概況

月	項目	気温 (°C)			月降水量 (mm)
		日平均	日最高平均	日最低平均	
1月		3.2	8.7	-1.9	6.5
2月		3.9	9.9	-1.3	38.0
3月		9.9	16.3	4.5	71.5
4月		14.7	20.4	9.8	150.5
5月		18.4	23.8	13.7	150.0
6月		22.8	28.0	18.8	153.0
7月		27.4	32.5	23.9	134.0
8月		27.3	32.2	23.6	62.0
9月		23.8	28.3	20.4	216.5
10月		16.3	20.8	12.3	113.0
11月		12.6	18.1	7.9	57.0
12月		5.6	11.2	0.8	39.5

* 本町には気象庁が設置する気象観測所がないため、古河市の気象観測所の観測結果を整理しました。

出典：気象庁 古河地域気象観測所

3 人口・世帯数

本町の人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあります。

表 2-3-1 人口・世帯数の推移

年度	人口（人）	世帯数（世帯）
平成 17 年	10,055	2,962
平成 19 年	9,925	2,996
平成 21 年	9,669	3,028
平成 23 年	9,457	3,049
平成 25 年	9,376	3,207
平成 27 年	9,092	3,213
平成 29 年	8,846	3,204
平成 31 年	8,581	3,231
令和 3 年	8,373	3,348
令和 5 年	8,107	3,403

出典：五霞町住民基本台帳 各年 4 月 1 日現在

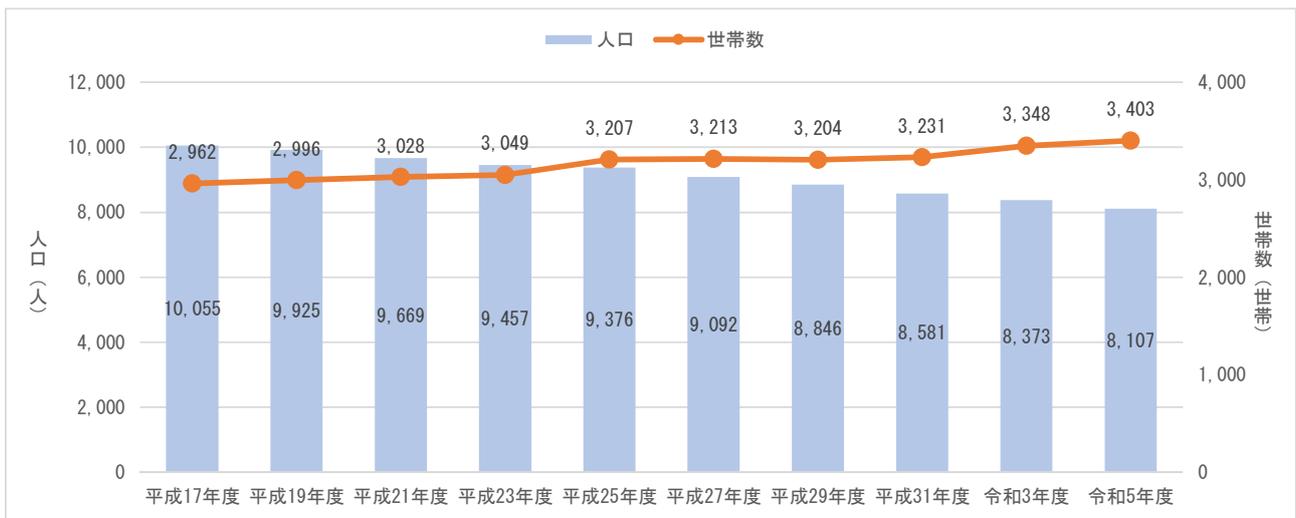


図 2-3-1 人口・世帯数の推移

4 産業

本町の産業別就業者の割合は、平成 27 年と令和 2 年を比較すると大きな変動はなく、農林漁業の第 1 次産業が低く、小売業や飲食サービス業等の第 3 次産業が最も多くなっています。

表 2-4-1 産業別就業者の割合

分類	平成 27 年 (%)	令和 2 年 (%)
第 1 次産業	5.8	6.5
第 2 次産業	39.8	39.0
第 3 次産業	54.4	54.5

出典：国勢調査

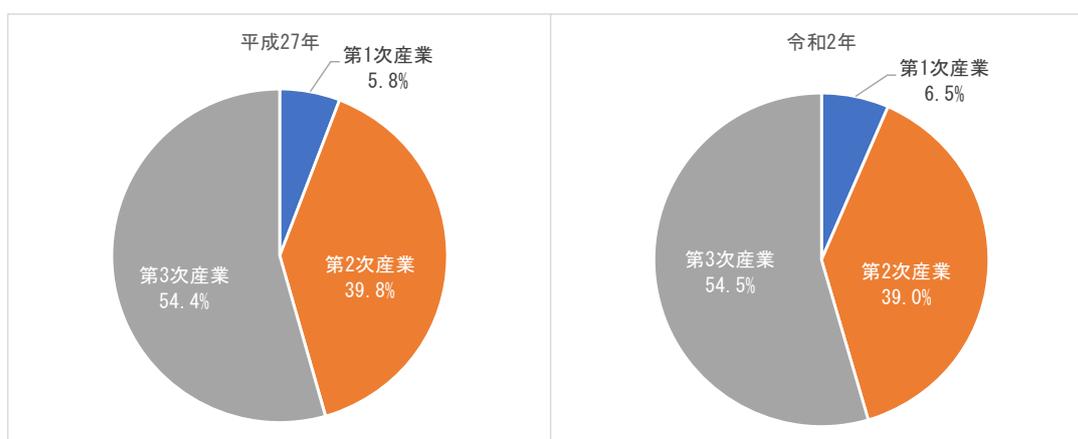


図 2-4-1 産業別就業者の割合

5 土地利用状況

本町の面積は、23.11km²で、主な地目別の割合は、田が28.75%、宅地が17.11%、畑が12.62%となっています。

表 2-5-1 地目別面積及び割合

地目	面積 (km ²)	割合 (%)
田	6.643	28.75
畑	2.916	12.62
宅地	3.955	17.11
山林	0.199	0.86
原野	0.010	0.04
雑種地	0.777	3.36
その他	8.610	37.26
計	23.110	—

出典：茨城県 令和4年土地に関する概要調査報告書 令和4年1月1日

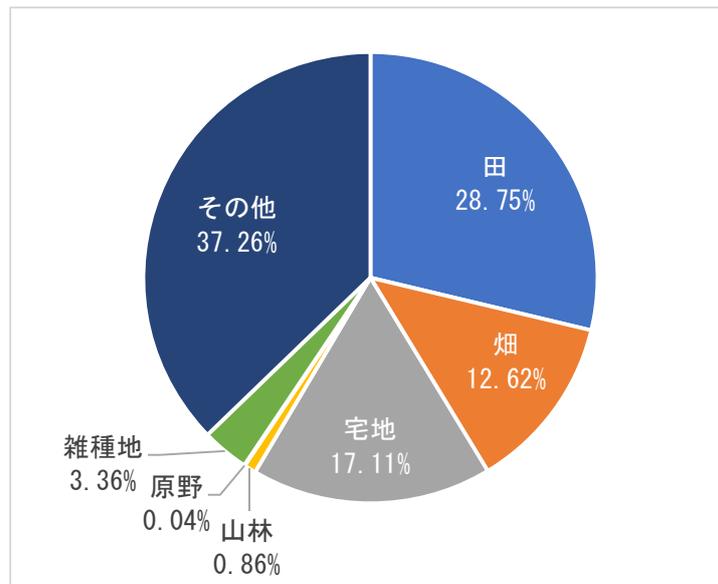


図 2-5-1 地目別面積割合

6 ごみ処理行政の動向

6-1 国の計画

(1) 第五次環境基本計画

国では、環境基本法に基づき環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、環境の保全に関する基本的な計画として平成 30（2018）年 4 月 17 日に「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。

なお、計画の概要は以下のとおりです。

目指すべき社会の姿

1. 「地域循環共生圏」の創造
2. 「世界の範となる日本」の確立
3. これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現

6つの重点戦略

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ② 国土のストックとしての価値の向上
- ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④ 健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

重点戦略を支える環境政策

- 気候変動対策
- 循環型社会の形成
- 生物多様性の確保・自然共生
- 環境リスクの管理
- 基盤となる施策
- 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発生時の対応

(2) 第四次循環型社会形成推進基本計画

国では、循環型社会形成推進基本法に基づき循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、循環型社会の形成に関する基本的な計画として平成 30（2018）年6月19日に、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。

なお、計画の概要は以下のとおりです。

計画の7つの柱

○持続可能な社会づくりとの統合的取組

将来像：誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上

○多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

将来像：循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等
災害に強い地域でコンパクトで強靱なまちづくり

○ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

将来像：第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う

○適正処理の更なる推進と環境再生

将来像：廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会
海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会
東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生

○万全な災害廃棄物処理体制の構築

将来像：自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会

○適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

将来像：適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界

○循環分野における基盤整備

将来像：情報基盤が整備・更新され、必要な技術の開発が継続的に行われ、人材が育成され多様な主体が高い意識を持って、行動する社会

4つの指標と目標値

指標	平成12年度	平成27年度	令和7年度目標
資源生産性（万円/t）	24	38	49（平成12年度の約2倍）
入口側の循環利用率（%）	10	16	18（平成12年度の約1.8倍）
出口側の循環利用率（%）	36	44	47（平成12年度の約1.3倍）
最終処分量（百万t）	57	14	13（平成12年度より▲77%）

資源生産性とは、GDP等の経済指標を生産のために投入された資源の量で割って求める指標で資源利用の効率性を測るもの

(3) 廃棄物処理施設整備計画

国では、廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理整備事業の実施の目標及び概要を定める計画として、令和5（2023）年6月30日に2023年度から2027年度までを計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定しました。

なお、計画の概要は以下のとおりです。

基本的理念

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- (2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- (3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
- (4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保
- (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率）	20% → 28%
一般廃棄物最終処分場の残余年数	2020年度の水準（22年分）を維持
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	20% → 22%
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	41% → 46%
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	58% → 76%以上
先進的省エネ型浄化槽導入基数	家庭用 33万基 → 75万基 中・大型 9千基 → 27千基

補助指標（一例）

補助指標	CO ₂ 排出削減見込量（※1）
廃プラスチックのリサイクルの促進によるCO ₂ 排出削減見込量	640万 tCO ₂
一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入によるCO ₂ 排出削減見込量	91～157万 tCO ₂
浄化槽の省エネルギー化によるCO ₂ 排出削減見込量	12.3万 tCO ₂

※1 CO₂ 排出削減見込量については地球温暖化対策計画に基づく2030年度目標

6-2 茨城県の計画

(1) 第4次茨城県環境基本計画

茨城県では、環境基本法に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年3月に計画期間を10年間とする「第4次茨城県環境基本計画」を策定しました。

なお、計画の概要は以下のとおりです。

環境の将来像

「豊かで魅力ある自然が守られ、持続可能で環境と調和した社会」

基本目標

- 脱炭素社会の実現
- 循環型社会の実現
- 自然と共生する社会の実現
- 霞ヶ浦などの湖沼環境の保全と共生
- 身近な地域環境の保全

施策の柱

- 1 地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進
- 2 地域環境保全対策の推進
- 3 湖沼環境保全対策の推進
- 4 循環型社会づくりの推進
- 5 生物多様性の保全と持続可能な利用
- 6 快適で住みよい環境の保全と創出
- 7 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進
- 8 環境の保全と創造のための基本的施策の推進

環境指標（抜粋）

環境指標	現況値	目標値
汚水処理人口普及率	86.8%【令和3年度】	90.8%【令和7年度】
下水道接続人口	556.0千人【令和3年度】	563.8千人【令和7年度】
下水道接続率	91.6%【令和3年度】	92.8%【令和7年度】
農業集落排水施設接続人口	48.7千人【令和3年度】	48.4千人【令和7年度】
農業集落排水施設接続率	83.8%【令和3年度】	87.1%【令和7年度】
ごみ排出量	1,060千t【平成30年度】	980千t【令和7年度】
一般廃棄物最終処分量	84千t【平成30年度】	80千t以下【令和7年度】
不法投棄等新規発見事案件数	171件【令和3年度】	80件以下【令和7年度】

(2) 第5次茨城県廃棄物処理計画

茨城県では、廃棄物処理法に基づき、持続可能な循環型社会の形成を目指すため、今後取り組むべき廃棄物処理施策の基本的な事項等を定める計画として、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度を計画期間とする「第5次茨城県廃棄物処理計画」を策定しました。

なお、計画の概要は次のとおりです。

施策の方向性

方向性1 3Rの推進

- ①県民等の問題意識の向上、3R行動の促進
- ②市町村における減量化、再資源化の取組の促進
- ③排出事業者による3Rの促進

方向性2 廃棄物適正処理の推進

- ①不法投棄対策の強化
- ②排出事業者責任の徹底
- ③資源循環産業における適正処理の徹底、地域との調和の推進
- ④一般廃棄物の適正処理の確保

方向性3 循環型社会形成に向けた基盤づくり

- ①産業廃棄物最終処分場の確保
- ②災害廃棄物処理体制の強化
- ③資源循環産業の育成
- ④分野別産業廃棄物処理対策の推進
- ⑤廃棄物対策と相まって推進すべき関連施策の推進

廃棄物の減量化等の目標

○代表指標及びその数値目標

指標名		単位	基準年度	目標年度	(参考)
			平成30年	令和7年	令和7年予測値
排出側	ごみ排出量	千t	1,060	980	1,057
	産業廃棄物排出量		11,547	11,000	11,432
処理側	ごみ最終処分量	千t	84	80以下	84
	産業廃棄物最終処分量		145	136以下	142
適正処理	不法投棄の発生件数	件	120 (令和元年値)	80以下	—

○補助指標（3Rの推進）抜粋

指標名	単位	基準年度	目標年度
		平成30年	令和7年
一人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	990	976
再生資源の種類別の量、割合	千t、%	(別記)	—
再生利用率	%	21.3	20以上
再生利用率の全国順位	位	25位	—

別記

再生資源の種類別の量、割合

区分	基準年度	平成 30 年
	量 (千 t)	割合 (%)
紙類、紙製容器包装	105.5	46.5
金属類	25.7	11.3
ガラス類	17.6	7.7
ペットボトル、プラスチック容器包装等	11.1	4.9
布類	3.5	1.5
小 計	163.4	72.0
飼肥料	1.8	0.8
熔融スラグ	24.1	10.6
燃料化 (RDF、BDF)	23.3	10.3
セメント原料化	0.2	0.1
その他	14.1	6.2
小 計	63.5	28.0
合 計	226.9	100.0

6-3 本町の計画

(1) 五霞町総合計画

本町では、令和 2 年から基本構想は 20 年の計画期間とし、基本計画は 5 年ごとに 4 期に分けて見直しを図り、実施計画は計画期間を 3 年とした第 6 次五霞町総合計画を策定しました。将来像に『キラリ☆五霞町 ～快適で居心地のよいまち～』を掲げ、まちづくりの基本理念を「1 誰もが幸せを実感できる暮らし豊かなまちづくり」、「2 みんなで進める協創のまちづくり」、「3 未来に向かって夢ふくらむまちづくり」としています。施策の大綱として「1 まちのかたち - グラウンドデザイン - 」、「2 ひとのくらし - ライフデザイン - 」、「3 まちのしくみづくり - ソーシャルデザイン - 」、「4 まちのしごと - 行財政運営 - 」、更に「重点プロジェクト 1 活力あるまちづくり戦略」、「重点プロジェクト 2 持続するまちづくり戦略」として施策を定めています。

施策の大綱の「1 まちのかたち - グラウンドデザイン - 」の施策 2 まちの機能を高めるための基本方針で、(1) 環境に配慮したまちづくりの推進②環境に配慮した廃棄物の適正な処理で 3R の推進、再生資源の利用拡大、啓発等を基本方針に定めています。

(2) 五霞町環境基本計画

本町では、令和 5 年 3 月に望ましい環境像に『水と緑と人がきらめく 豊かな自然と共生するまち 五霞』とし、計画期間を 10 年間とした五霞町環境基本計画を策定しました。計画の 4 つの基本方針にそれぞれ施策を定めています。

- 基本方針 1 安全・安心で快適な生活環境づくり
 - 基本施策 1 公害発生の防止
 - 基本施策 2 化学物質・放射性物質等による問題の未然防止
- 基本方針 2 豊かな自然環境と共生した地域環境づくり
 - 基本施策 1 自然と人が共存する空間づくり
 - 基本施策 2 地域生活環境の保全と活用
 - 基本施策 3 適正な土地利用の規制・誘導による地域環境の創出
- 基本方針 3 地球環境保全に貢献する持続可能な社会環境づくり
 - 基本施策 1 地球環境の保全
 - 基本施策 2 カーボンニュートラルの実現に向けた展開
 - 基本施策 3 循環型社会の形成
- 基本方針 4 環境保全活動を推進する人・仕組みづくり
 - 基本施策 1 環境教育・環境学習の推進
 - 基本施策 2 環境保全活動の推進

基本方針 1 の「基本施策 1 公害発生の防止」「施策 3 健全な水循環の確保」で生活排水対策の推進、「基本施策 2 化学物質・放射性物質等による問題の未然防止」「施策 3 生活環境悪化の防止対策」で不法投棄・野焼きの防止対策、基本方針 3 の「基本施策 3 循環型社会の形成」「施策 1 ごみの減量の推進」「施策 2 再使用・再資源化の推進」でごみの減量、再使用・再資源化の推進の施策が定められ、指標の目標値が定められています。

なお、本計画と関連する指標と目標値は以下のとおりです。

表 2-6-1 五霞町環境基本計画指標

指標	実績値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 14 年度)
五霞落川における環境基準値の超過件数	0 件	0 件
不法投棄ごみ回収件数	34 件	20 件
野焼きに対する苦情件数	21 件	12 件
町民一人当たりのごみの総排出量	1,155g/人・日	919g/人・日
リサイクル率	13.2%	20.0%

第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現況

1-1 ごみ処理のフロー

本町のごみ処理のフローは、以下のとおりです。

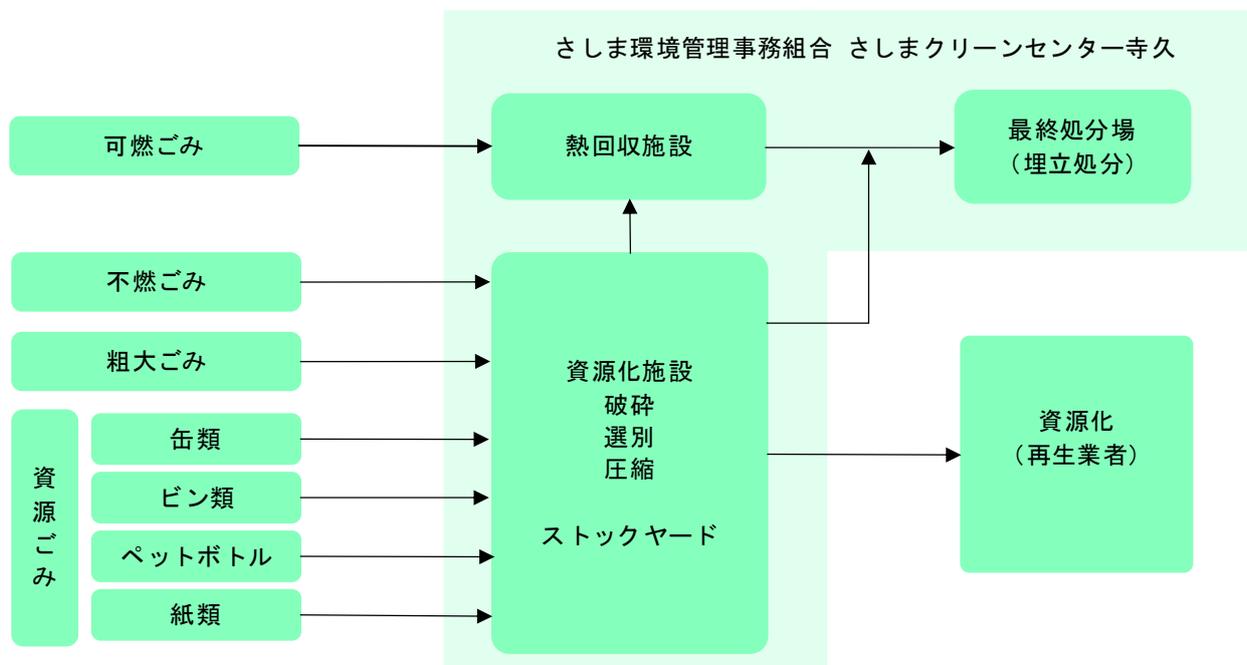


図3-1-1 ごみ処理のフロー

1-2 ごみの処理体制

本町のごみの収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者に町が委託して行っています。

また、ごみの中間処理と最終処分は、「さしま環境管理事務組合」（以下「組合」という。）の「さしまクリーンセンター寺久」（以下「クリーンセンター」という。）の熱回収施設で焼却処理、資源化施設で破碎、選別、圧縮処理と処理残渣の埋立て処分を行っています。なお、資源物は、民間の再生業者で資源化を行っています。

1-3 ごみの分別区分

ごみ分別は、表 3-1-1 のとおりで、家庭系ごみ及び事業系ごみとも同じ分別です。

表 3-1-1 ごみの分別区分

分類		主な品目
可燃ごみ	台所ごみ	アルミホイル、卵パック、レトルト食品の袋、貝殻、生ごみ
	プラスチック類	プラスチックボトル、CD・MD、ボールペン・シャープペン、ホース、発泡スチロール、ポリタンク、ボール、バケツ・洗面器、ビデオテープ
	リサイクルできない紙くず	シュレッダーされた紙、ティッシュ、油紙、感熱紙、カーボン紙、写真、ビニールコート紙、合成紙、ガムテープ、食品・油等が付着した紙、汚れた紙やダンボール等
	その他	紙おむつ、枝・庭木、食用油、ペットトイレの砂、ヘルメット、化成肥料、使い捨てカイロ
不燃ごみ	小型電化製品	オーブントースター、ドライヤー、ジューサー、アイロン、炊飯器、ラジカセ
	調理器具	土鍋、やかん、なべ、金属製ボウルやトレイ
	金属類、ガラス類、セトモノ類	花びん、お皿、茶碗、植木鉢、ペンキ缶、お菓子の缶、一斗缶、薬品・化粧品ビン、ミルク缶、さびた缶・汚れた缶、サラダオイルの缶、1Lを超える缶
	その他	針金、工具類・工具箱、鏡・ガラス、針金ハンガー、傘、ナイフ・包丁、使い捨てライター
	有害ごみ	アルカリ乾電池、マンガン乾電池、水銀体温計、蛍光灯
資源ごみ	缶類	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶、缶詰の缶
	びん類	飲み物・食べ物が入っていたビン、食用油のビン
	ペットボトル	飲料用のペットボトル（無色透明）
	紙類	新聞紙・チラシ、ダンボール、牛乳パック、雑誌・雑紙、紙箱
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	家具類、本棚、木製テーブル、電気毛布、電気カーペット、ふとん、枝・棒きれ類、衣装箱、木製バット、マットレス
	不燃性粗大ごみ	ガステーブル、コンロ、ストーブ、ファンヒーター、扇風機、掃除機、トタン、チャイルドシート、スキー板、自転車、電子レンジ、オーディオセット、フェンス、オルガン

1-4 ごみの収集方法と頻度

家庭系ごみは、行政区ごとの集積所に、決められた曜日の午前 8 時までに出すこととなっています。ごみの出し方及び収集曜日等は表 3-1-2 のとおりです。

表 3-1-2 ごみの出し方と頻度

分類		出し方	収集頻度
可燃ごみ		一辺が 80cm (45L) 以下の透明のごみ袋に入れる。(袋に入らない木の枝は可燃性粗大ごみ) になります)	毎週 月・水・金
不燃ごみ		一辺が 80cm (45L) 以下の透明のごみ袋に乾電池、有害ごみ(蛍光灯・水銀体温計)、その他の不燃ごみに分けて入れる。	毎月 第 4 木曜日
資源ごみ	缶類	スプレー缶は中身を使い切り、穴をあけ、飲料用や缶詰は軽く水ですすいで一辺が 80cm (45L) 以下の透明のごみ袋に入れる。	毎月 第 1・3・5 火曜日
	びん類	ふたを外して軽く水ですすいで一辺が 80cm (45L) 以下の透明のごみ袋に入れる。	毎月 第 1・3・5 木曜日
	ペットボトル	キャップとラベルをはがし、水ですすいで一辺が 80cm (45L) 以下の透明のごみ袋に入れる。	毎月 第 1・3・5 木曜日
	紙類	新聞紙・新聞チラシ、ダンボール、牛乳パック、雑誌・雑紙、紙箱の種類ごとにひもで束ねる。	毎月 第 2 火曜日
粗大ごみ	可燃性	長さ：50cm 以上 2m 以下 幅：1m 以下 重さ 50kg 以下	毎月 第 4 火曜日
	不燃性	長さ：50cm 以上 2m 以下 幅：1m 以下 重さ 50kg 以下	毎月 第 2 木曜日

引っ越し、家屋の片付け、庭木の刈り込み等で一時的に出る多量のごみは、クリーンセンターに直接搬入することができます。分別は集積所と同じですが、搬入時には表 3-1-3 のとおり費用がかかります。

表 3-1-3 クリーンセンターへの直接搬入

受入日	毎週月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始を除く)
受入時間	午前 9 時から 11 時 30 分まで 午後 1 時から 4 時 30 分まで
費用	200 円/10kg (10kg に満たない場合も 200 円)

1-5 町で収集しない廃棄物の対応

集積所に出せないごみについては、本町では次のように町民に周知しています。

①家庭用パソコン

- クリーンセンターへの直接搬入
- パソコンメーカーへ引き渡し
- 役場、中央公民館、B&G 海洋センターに設置してある回収ボックスでのノートパソコンの回収

②家電リサイクル法対象品

- 購入した店舗への引き取り依頼
- 指定引取所への自己搬入
- 役場生活安全課への処分依頼（家電リサイクル料と処理手数料等がかかります）

③処理困難物（集積所に出せないごみ）

- 年 2 回（9 月、2 月）に処理困難物の有料回収を実施
- 回収できるものの例：スプリング入りマットレス、スプリング入りソファ、タイヤ、マッサージチェア（スプリング入り）、ボウリングの玉、家具類（2m 以上のもの）、消火器等
- 処分料金：区分大 2,000 円、区分中 1,000 円、区分小 500 円
- 収集運搬手数料（戸別回収の場合 先着 15 名）
：区分大 1,000 円、区分中 500 円、区分小 300 円

④小型家電製品

- 回収ボックス設置場所：役場、中央公民館、B&G 海洋センター
- 対象製品：携帯電話・スマートフォン、ビデオカメラ、デジタルカメラ、リモコン、電卓、AC アダプター、デジタルオーディオプレイヤー、カーナビ、携帯ゲーム機、電子手帳、ノートパソコン、タブレット端末、卓上型電子ゲーム機、フラッシュメモリー、ハードディスクドライブ、ETC ユニット

1-6 事業系一般廃棄物の対応

事業系一般廃棄物は、産業廃棄物と適切に分けることが必要です。更に、家庭系と同様な分別区分で分別し、町の許可業者に委託するか事業者がクリーンセンターに直接搬入します。

なお、事業者がクリーンセンターに直接搬入する場合、前日までに「搬入許可申請書」の提出が必要です。

表 3-1-4 事業者のクリーンセンターへの直接搬入

受入日	毎週月曜日から金曜日（祝祭日・年末年始を除く）
受入時間	午前 9 時から 11 時 30 分まで 午後 1 時から 4 時 30 分まで
費用	220 円/10kg（10kg に満たない場合も 220 円）

1-7 収集運搬の状況

家庭系ごみの収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者に町が委託し、事業系ごみの収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が行っています。

1-8 中間処理施設

本町のごみの焼却、破砕等の中間処理は、クリーンセンターの熱回収施設と資源化施設で行っています。

なお、熱回収施設では、可燃ごみと資源化施設から出る可燃残渣を焼却しています。また、資源化施設では、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの破砕、選別、圧縮等の処理を行い、資源物を回収し民間の資源化業者で資源化を行っています。

表 3-1-5 中間処理施設の概要

施設名称	さしまクリーンセンター寺久
所在地	茨城県坂東市寺久 1353-1
着工	平成 18 年 3 月
竣工	平成 20 年 3 月
熱回収施設	
炉形式	流動床式ガス化熔融炉
炉数	2 炉
処理能力	103t/日 × 2 炉 計 206t/日 (24 時間)
余熱利用設備	蒸気タービン発電 (3,000kW)
資源化施設	
処理能力	51t/日
処理対象物	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、可燃性粗大ごみ、びん、かん、ペットボトル、紙、有害ごみ
処理設備	不燃ごみ：粗破砕機、細破砕機、磁選機、アルミ選別機、不燃系プレス機 可燃性粗大ごみ：破砕機 びん：破砕袋機、びん自動色選別装置 かん：破砕袋機、磁選機、アルミ選別機、アルミ・スチール缶プレス機 ペットボトル：破砕袋機、ペットボトル圧縮梱包機 紙・有害ごみ：蛍光灯破砕機、貯留装置

1-9 最終処分施設

本町の最終処分は、組合の最終処分場で行っています。

表 3-1-6 最終処分場の概要

施設名称	さしま環境管理事務組合 一般廃棄物最終処分場
所在地	茨城県猿島郡境町長井戸 2926 番地 1
建設時期	着工：平成 10 年 2 月 竣工：平成 11 年 3 月
稼働開始	平成 12 年 2 月
埋立方法	セルアンドサンドイッチ方式
埋立面積	14,150m ²
埋立容積	125,000m ³
浸出水処理方式	回転円板接触ばっ気方式＋高度処理方式
浸出水処理能力	30m ³ /日
埋立物	焼却残渣及び不燃残渣

2 ごみの排出状況

本町のごみの排出状況について、環境省が実施している一般廃棄物処理実態調査を基に整理します。

2-1 ごみの排出量

(1) ごみの総排出量

ごみの総排出量は、年々増加傾向にあります。人口は徐々に減少しています。

表3-2-1 ごみ総排出量と人口の推移

年 度	ごみ総排出量 (t)	人口 (人)
平成 25 年度	3,450	9,319
平成 26 年度	3,466	9,178
平成 27 年度	3,478	9,030
平成 28 年度	3,507	8,879
平成 29 年度	3,469	8,786
平成 30 年度	3,563	8,614
令和元年度	3,549	8,563
令和 2 年度	3,626	8,406
令和 3 年度	3,495	8,290
令和 4 年度	3,602	8,186

※人口は一般廃棄物処理実態調査時のものになります。

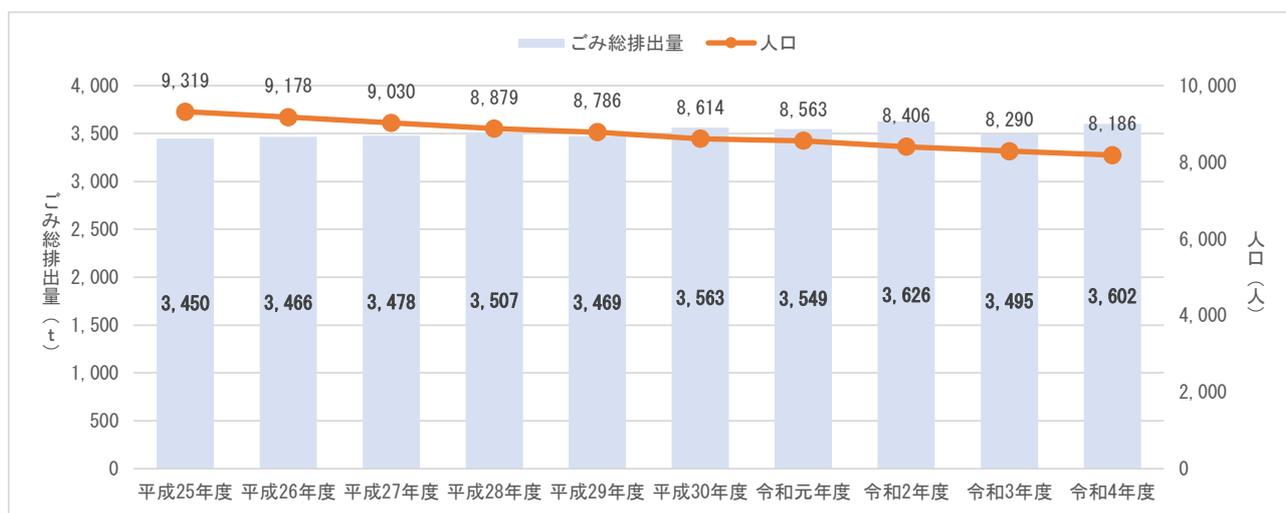


図 3-2-1 ごみ総排出量と人口の推移

(2) 搬入方法別の排出量

搬入方法別のごみの排出量について、収集ごみ量と直接搬入ごみ量は増加傾向にありますが、集団回収量は減少傾向にあります。

表 3-2-2 搬入方法別の排出量の推移

単位：t

年 度	収集ごみ量	直接搬入ごみ量	集団回収量	ごみ総排出量
平成 25 年度	3,205	118	127	3,450
平成 26 年度	3,213	100	153	3,466
平成 27 年度	3,266	104	108	3,478
平成 28 年度	3,271	122	114	3,507
平成 29 年度	3,269	101	99	3,469
平成 30 年度	3,337	140	86	3,563
令和元年度	3,297	161	91	3,549
令和 2 年度	3,333	210	83	3,626
令和 3 年度	3,224	216	55	3,495
令和 4 年度	3,345	181	76	3,602

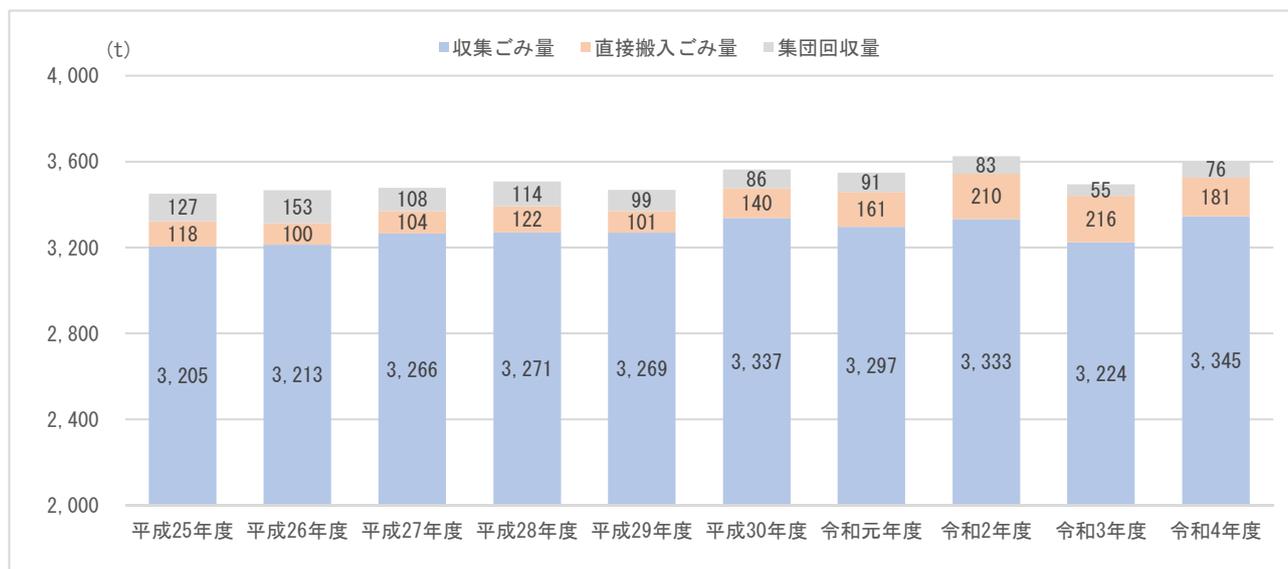


図 3-2-2 搬入方法別の排出量の推移

(3) ごみの区分別の排出量

ごみの区分別の排出量について、可燃ごみと粗大ごみは増加傾向にあります。不燃ごみと資源ごみは減少傾向にあります。なお、集団回収量は含んでいません。

表 3-2-3 ごみの区分別排出量の推移

単位：t

年 度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ
平成 25 年度	2,874	75	256	118
平成 26 年度	2,869	68	245	131
平成 27 年度	2,928	69	233	140
平成 28 年度	2,960	69	225	139
平成 29 年度	2,953	66	223	128
平成 30 年度	3,037	76	216	148
令和元年度	3,014	73	212	159
令和 2 年度	2,999	83	236	225
令和 3 年度	2,935	69	226	210
令和 4 年度	3,026	66	207	227

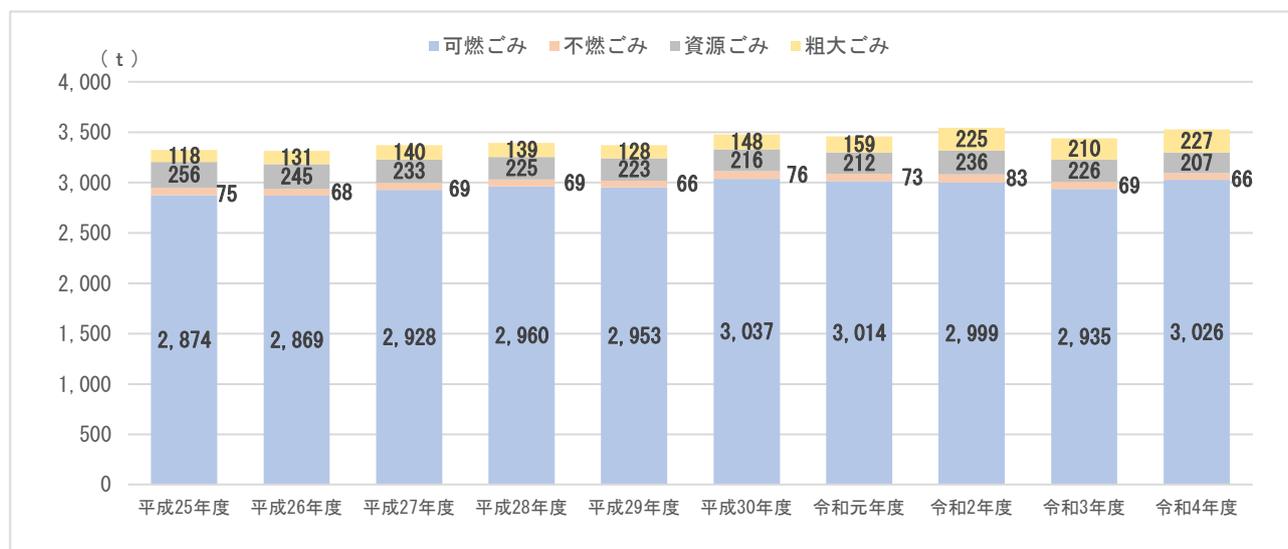


図 3-2-3 ごみの区分別排出量の推移

(4) 家庭系ごみと事業系ごみ

家庭系ごみはと事業系ごみについて、家庭系ごみはほぼ横ばいですが、事業系ごみは増加傾向にあります。

表 3-2-4 家庭系ごみと事業系ごみの推移

年 度	家庭系ごみ		事業系ごみ	
	ごみ量 (t)	割合 (%)	ごみ量 (t)	割合 (%)
平成 25 年度	2,658	77.0	792	23.0
平成 26 年度	2,636	76.1	830	23.9
平成 27 年度	2,571	73.9	907	26.1
平成 28 年度	2,587	73.8	920	26.2
平成 29 年度	2,578	74.3	891	25.7
平成 30 年度	2,630	73.8	933	26.2
令和元年度	2,640	74.4	909	25.6
令和 2 年度	2,777	76.6	849	23.4
令和 3 年度	2,682	76.7	813	23.3
令和 4 年度	2,610	72.5	992	27.5

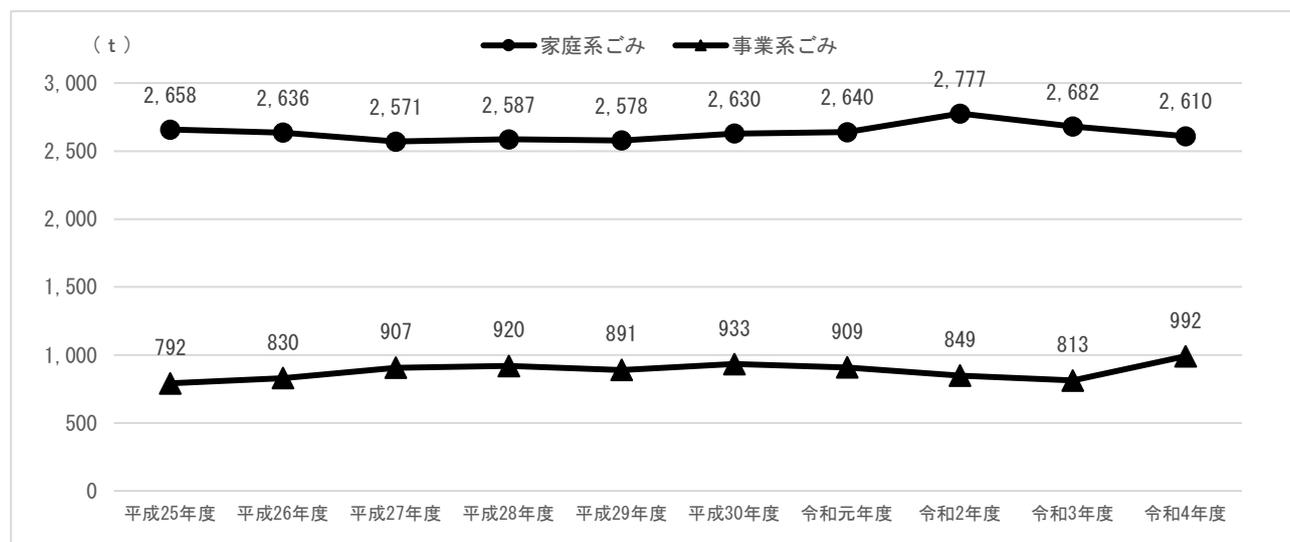


図 3-2-4 家庭系ごみと事業系ごみの推移

(5) 一人1日あたりのごみ排出量

一人1日あたりのごみ排出量は、家庭系ごみが増加傾向のため、排出量も増加傾向にあります。

表 3-2-5 一人1日あたりのごみ排出量の推移

単位：g/人・日

年 度	一人1日あたりのごみ排出量	一人1日あたりの家庭系ごみ排出量
平成25年度	1,014	781
平成26年度	1,035	787
平成27年度	1,052	778
平成28年度	1,082	798
平成29年度	1,082	804
平成30年度	1,133	836
令和元年度	1,132	842
令和2年度	1,182	905
令和3年度	1,155	886
令和4年度	1,206	874

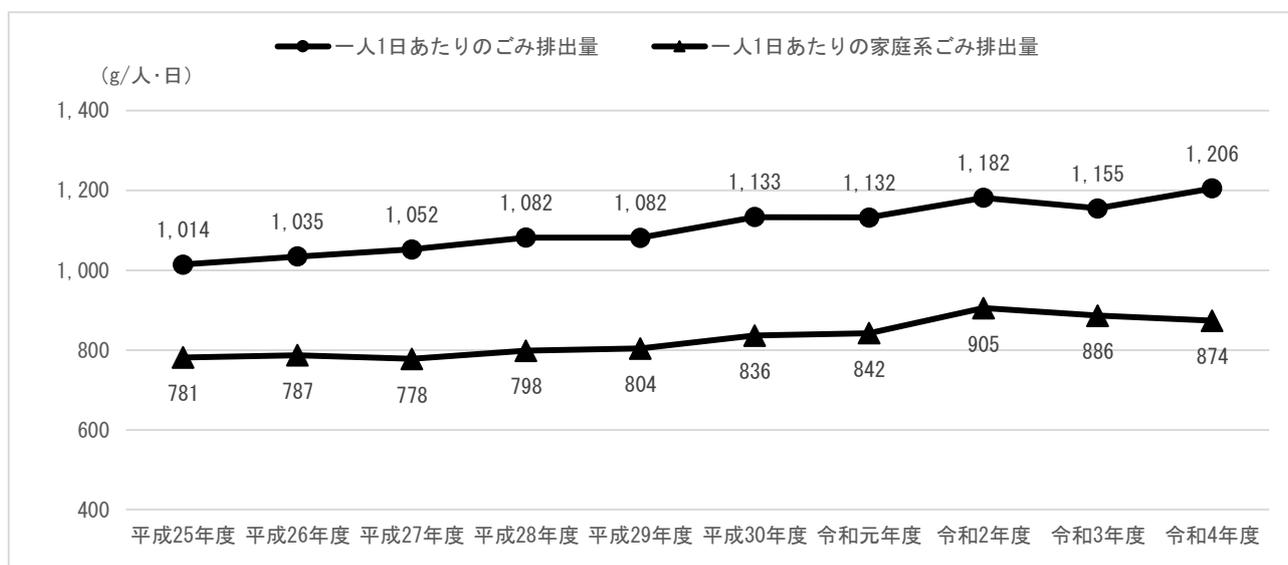


図 3-2-5 一人1日あたりのごみ排出量の推移

2-2 資源化
 (1) 資源化量

資源化量について、施設資源化量は増加傾向にあります、直接資源化量と集団回収量は減少傾向にあります。

表 3-2-6 資源化量の推移

単位：t

年 度	直接資源化量	施設資源化量	集団回収量	合 計
平成 25 年度	101	258	127	486
平成 26 年度	90	268	153	511
平成 27 年度	81	312	108	501
平成 28 年度	81	317	114	512
平成 29 年度	85	298	99	482
平成 30 年度	80	325	86	491
令和元年度	77	311	91	479
令和 2 年度	101	319	83	503
令和 3 年度	94	313	55	462
令和 4 年度	83	313	76	472

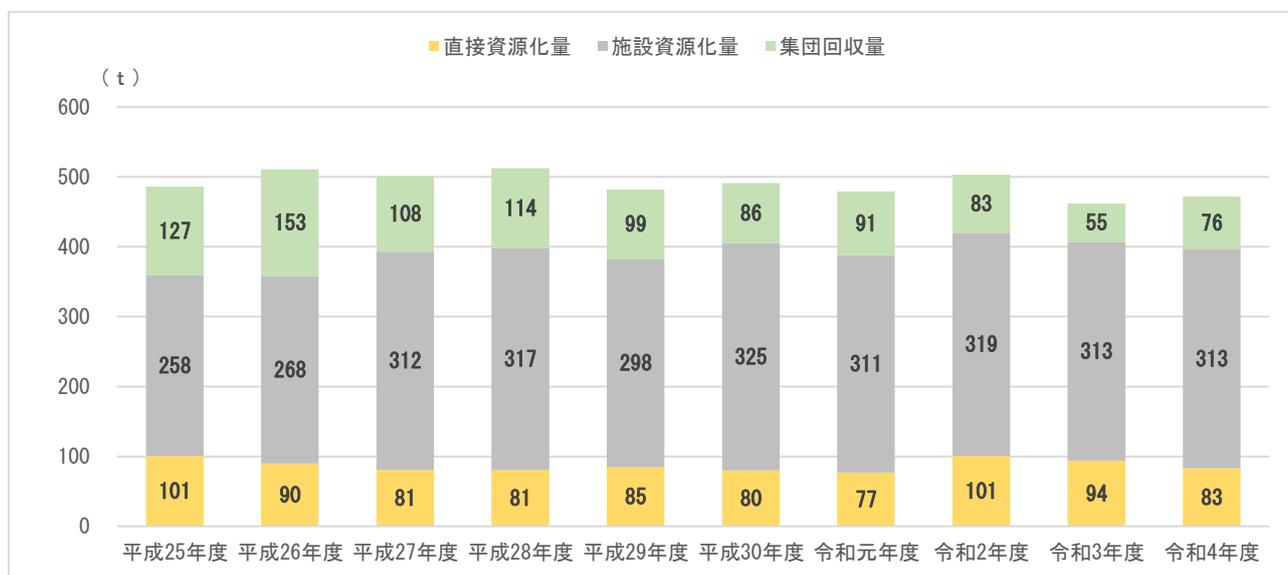


図 3-2-6 資源化量の推移

(2) 品目別資源化量

品目別資源化量について、紙類は減少傾向にあります。それ以外の品目は増加傾向となっています。

表 3-2-7 品目別資源化量の推移

単位：t

年 度	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	その他	
						布類
平成 25 年度	226	80	21	27	131	1
平成 26 年度	240	84	26	28	132	1
平成 27 年度	188	89	63	26	135	0
平成 28 年度	193	93	52	31	143	0
平成 29 年度	182	87	49	31	133	0
平成 30 年度	165	91	48	31	156	0
令和元年度	167	83	42	33	154	0
令和 2 年度	183	91	45	31	153	0
令和 3 年度	148	90	44	32	148	0
令和 4 年度	83	96	40	33	144	0

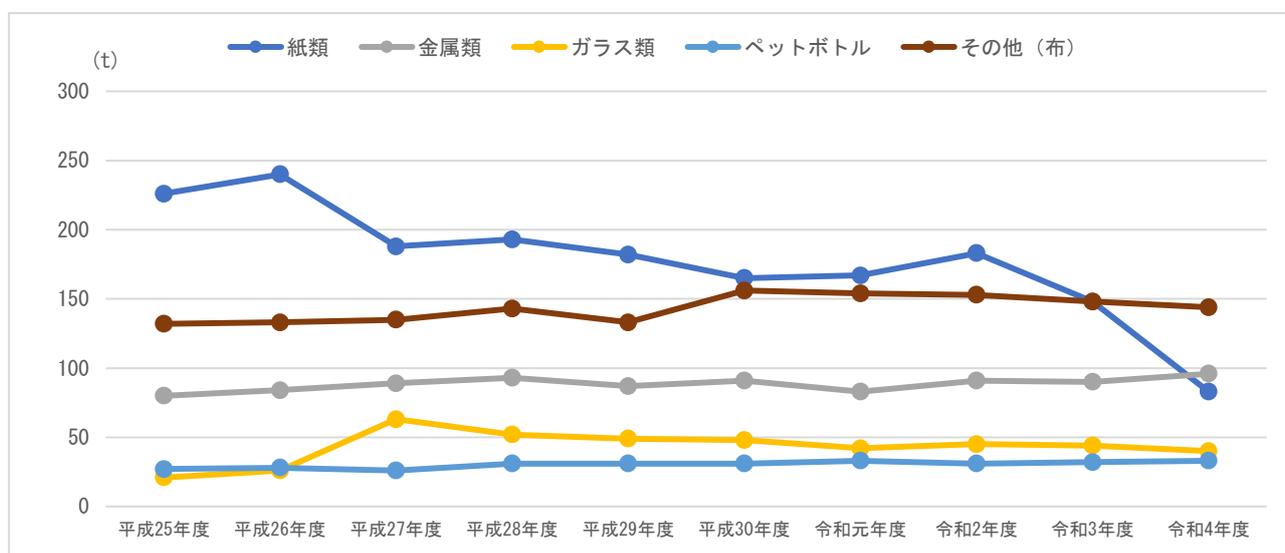


図 3-2-7 品目別資源化量の推移

(3) 資源化率

資源化率について、平成28年度まで上昇傾向にありましたが、それ以降は下降傾向にあります。

表 3-2-8 資源化率の推移

単位：％

年 度	資源化率
平成25年度	14.1
平成26年度	14.7
平成27年度	14.4
平成28年度	14.6
平成29年度	13.9
平成30年度	13.8
令和元年度	13.5
令和2年度	13.9
令和3年度	13.2
令和4年度	13.1

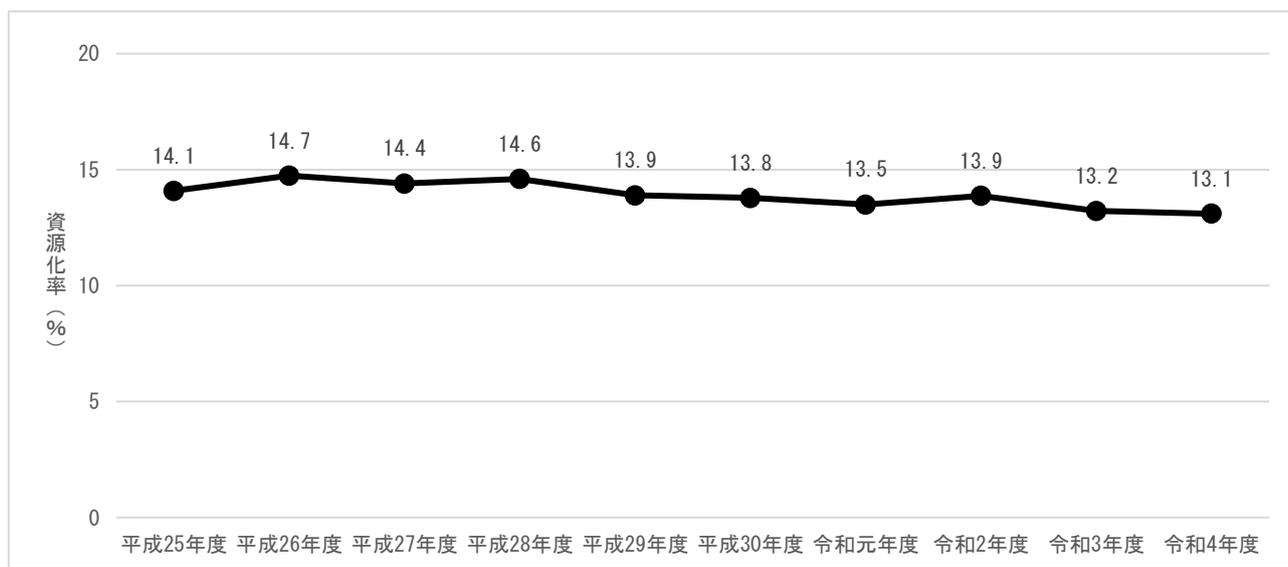


図 3-2-8 資源化率の推移

2-3 最終処分

(1) 最終処分量

最終処分量について、平成 27 年度以降は減少傾向にあり、特に、令和 4 年度は大きく減少しました。

表 3-2-9 最終処分量の推移

単位：t

年 度	焼却残渣
平成 25 年度	220
平成 26 年度	225
平成 27 年度	224
平成 28 年度	166
平成 29 年度	163
平成 30 年度	179
令和元年度	175
令和 2 年度	186
令和 3 年度	185
令和 4 年度	99

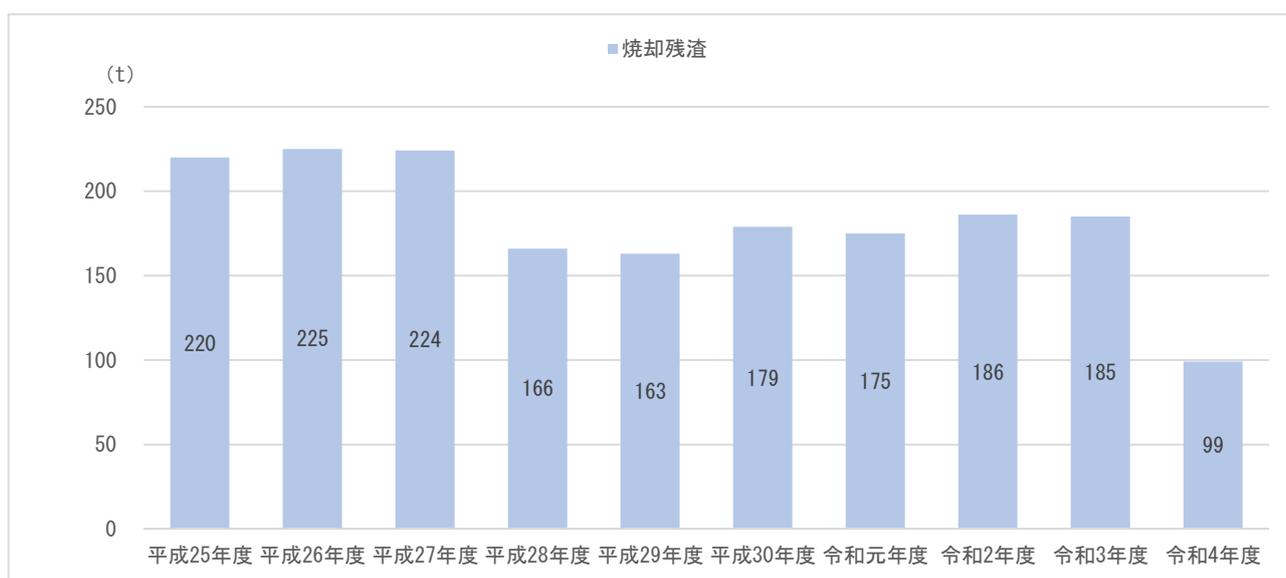


図 3-2-9 最終処分量の推移

(2) 最終処分率

最終処分率について、平成 27 年度以降は減少傾向にあり、特に、令和 4 年度は大きく減少しました。

表 3-2-10 最終処分率の推移

単位：%

年 度	最終処分率
平成 25 年度	6.4
平成 26 年度	6.5
平成 27 年度	6.4
平成 28 年度	4.7
平成 29 年度	4.7
平成 30 年度	5.0
令和元年度	4.9
令和 2 年度	5.1
令和 3 年度	5.3
令和 4 年度	2.7

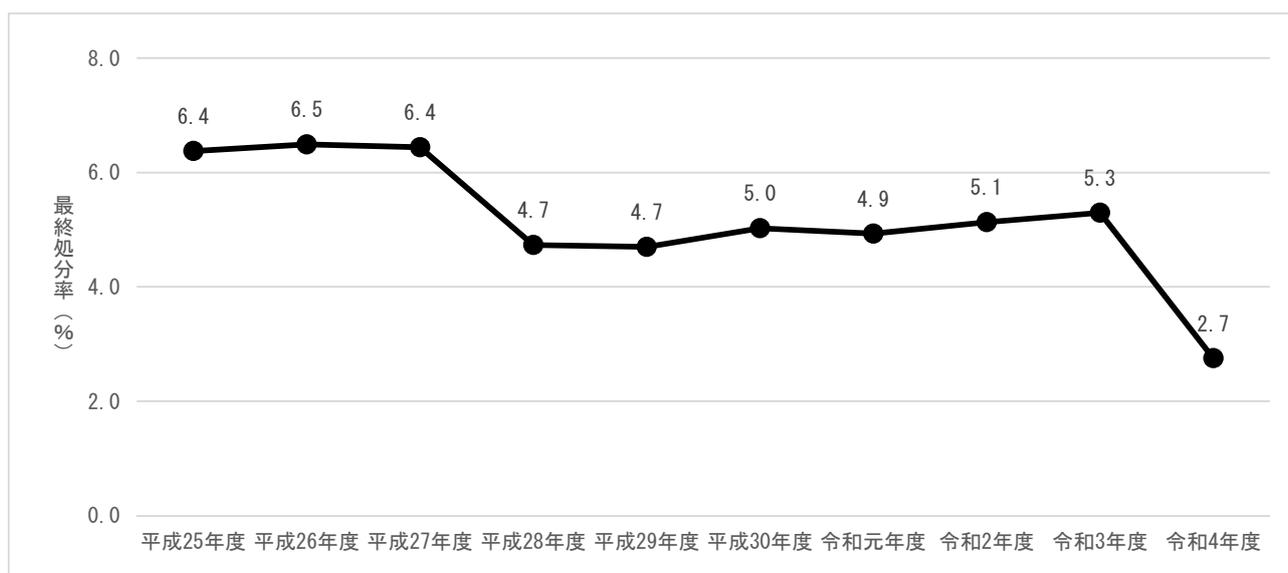


図 3-2-10 最終処分率の推移

2-4 その他

(1) ごみ処理経費

ごみ処理経費は、年々増加傾向にあります。

表 3-2-11 ごみ処理経費の推移

年 度	ごみ処理経費 (千円)	一人あたりのごみ処理経費 (円/人)
平成 25 年度	72,509	7,781
平成 26 年度	73,264	7,983
平成 27 年度	75,334	8,343
平成 28 年度	81,549	9,184
平成 29 年度	81,928	9,325
平成 30 年度	83,996	9,751
令和元年度	85,885	10,030
令和 2 年度	86,075	10,240
令和 3 年度	85,455	10,308
令和 4 年度	91,064	11,124

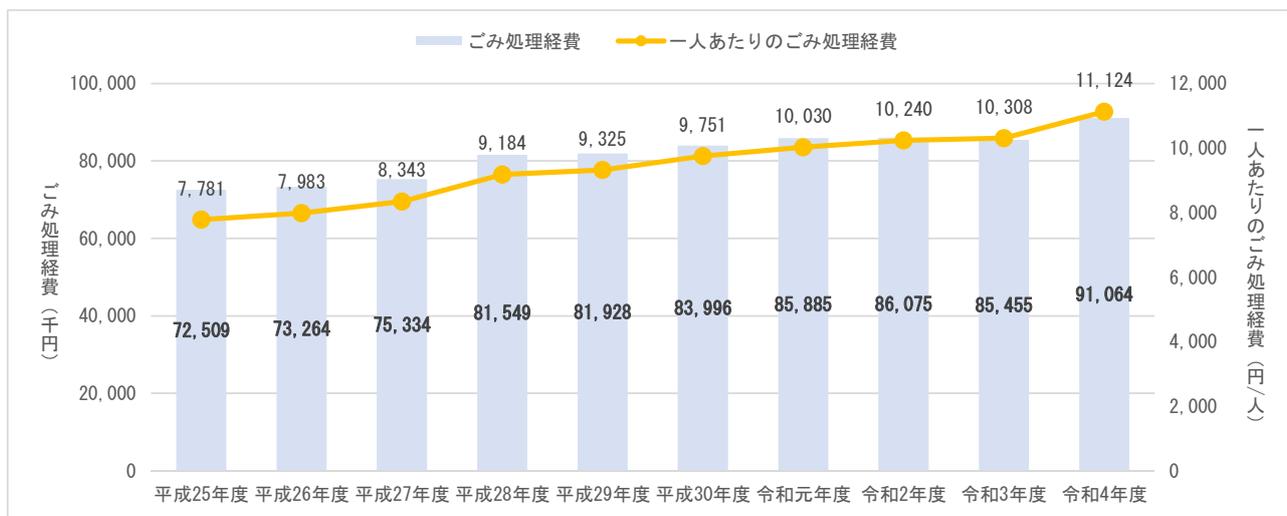


図 3-2-11 ごみ処理経費の推移

(2) 可燃ごみのごみ質

可燃ごみのごみ質について、紙・布類が最も割合が多くなっていますが、次いでプラスチック類、木・竹類、厨芥類、不燃物となっています。

表 3-2-12 可燃ごみのごみ質の推移

単位：％

年 度	紙・布類	プラスチック類	木・竹類	厨芥類	不燃物	その他
平成 25 年度	48.2	26.5	9.1	6.7	3.5	6.1
平成 26 年度	43.3	27.2	15.0	6.0	2.2	6.3
平成 27 年度	46.3	28.5	12.8	4.4	1.6	6.3
平成 28 年度	43.7	27.7	12.5	5.9	1.4	8.8
平成 29 年度	45.8	28.1	9.6	7.1	2.6	6.8
平成 30 年度	42.7	29.8	10.1	6.9	1.9	8.6
令和元年度	43.4	27.9	16.9	4.9	1.7	5.4
令和 2 年度	43.6	28.3	16.0	3.2	2.5	6.4
令和 3 年度	49.0	27.4	11.8	3.1	2.7	6.1
令和 4 年度	46.8	21.6	12.7	7.1	3.4	8.4

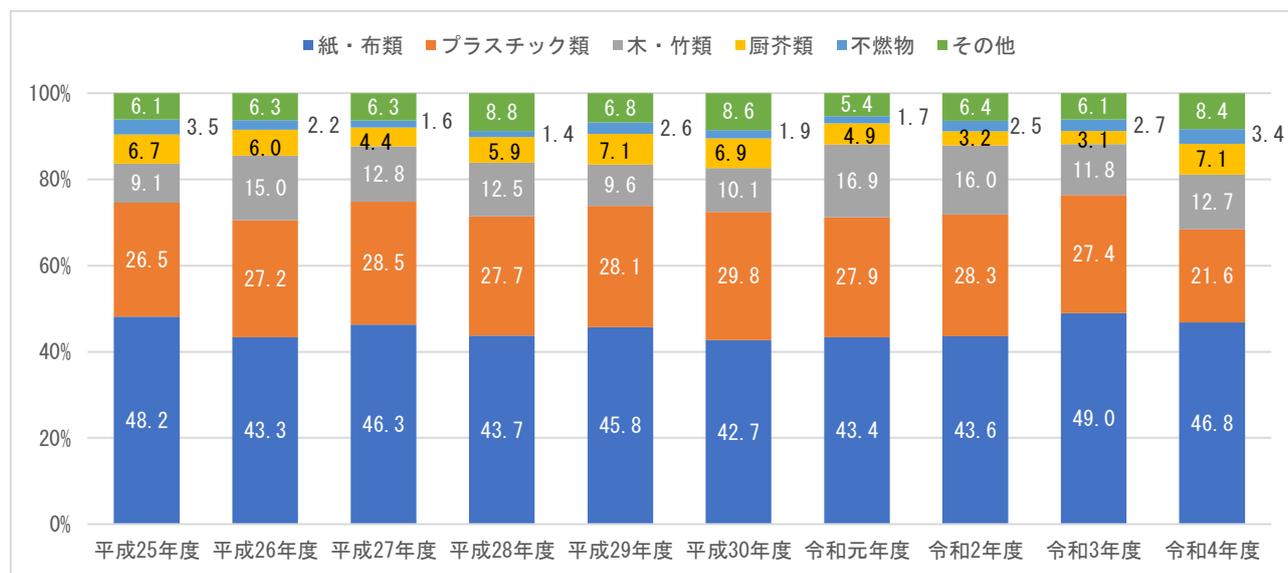


図 3-2-12 可燃ごみのごみ質の推移

(3) 温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量は、平成 30 年度以降、年々減少傾向にあります。

表 3-2-13 可燃ごみの温室効果ガス排出量

年 度	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	一人 1 日あたりの温室効果ガス 排出量 (kg-CO ₂ /人・日)
平成 25 年度	2,282	0.67
平成 26 年度	2,345	0.70
平成 27 年度	2,480	0.75
平成 28 年度	2,425	0.75
平成 29 年度	2,433	0.76
平成 30 年度	2,684	0.85
令和元年度	2,504	0.80
令和 2 年度	2,582	0.84
令和 3 年度	2,429	0.80
令和 4 年度	2,175	0.73

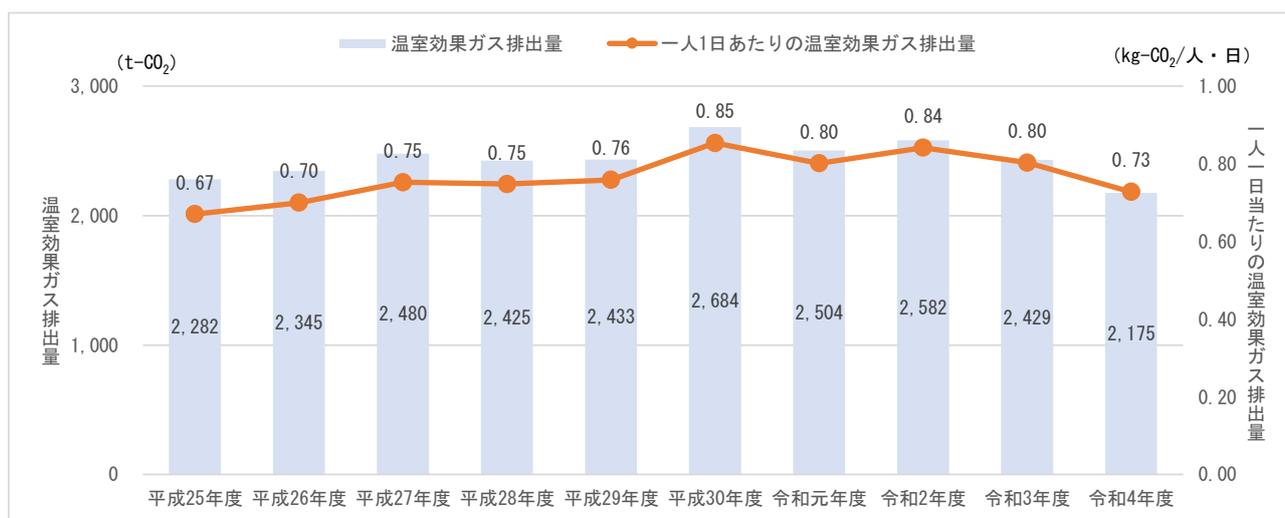


図 3-2-13 可燃ごみの温室効果ガス排出量

2-5 国や茨城県との比較

(1) 一人1日あたりのごみ排出量

本町の一人1日あたりのごみ排出量は、年々増加傾向にあります。国と茨城県では減少しています。

表 3-2-14 一人1日あたりのごみ排出量の国と茨城県との比較

単位：g/人・日

年 度	五霞町	国	茨城県
平成 25 年度	1,014	958	1,005
平成 26 年度	1,035	947	1,006
平成 27 年度	1,052	939	1,005
平成 28 年度	1,082	925	983
平成 29 年度	1,082	920	985
平成 30 年度	1,133	919	990
令和元年度	1,132	918	985
令和 2 年度	1,182	901	969
令和 3 年度	1,155	890	953
令和 4 年度	1,206	—	—

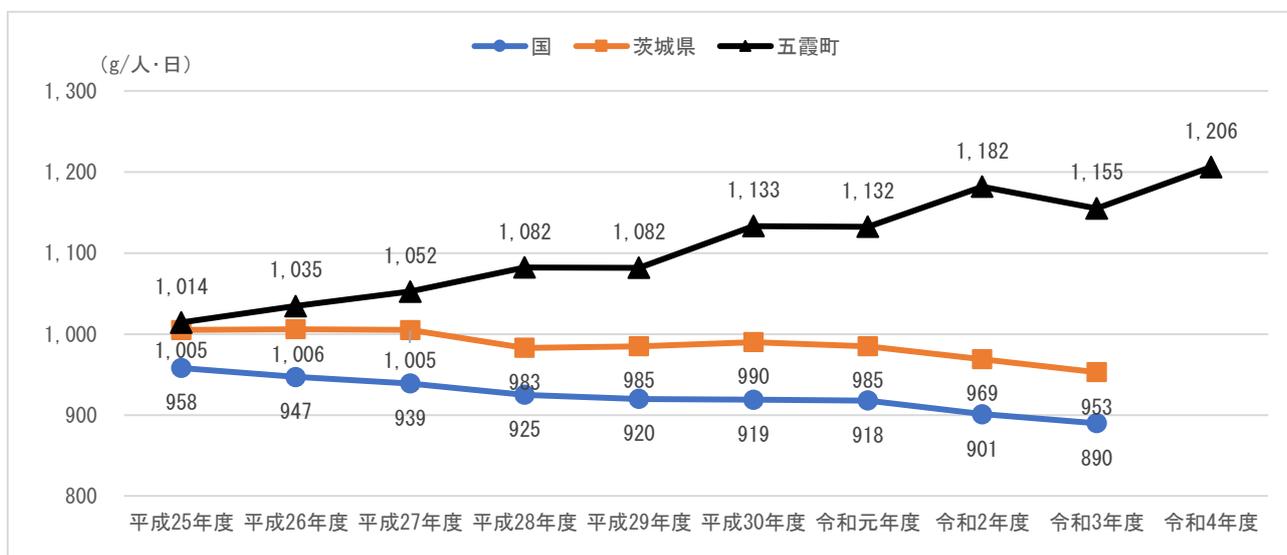


図 3-2-14 一人1日あたりのごみ排出量の国と茨城県との比較

(2) ごみの資源化率

本町のごみの資源化率は、13～15%で推移していますが、国と茨城県では20%前後となっています。

表 3-2-15 ごみの資源化率の国と茨城県との比較

単位：%

年 度	五霞町	国	茨城県
平成 25 年度	14.1	20.6	22.0
平成 26 年度	14.7	20.6	22.8
平成 27 年度	14.4	20.4	22.8
平成 28 年度	14.6	20.3	22.3
平成 29 年度	13.9	20.2	22.6
平成 30 年度	13.8	19.9	21.3
令和元年度	13.5	19.6	20.8
令和 2 年度	13.9	20.0	20.0
令和 3 年度	13.2	19.9	20.7
令和 4 年度	13.1	—	—

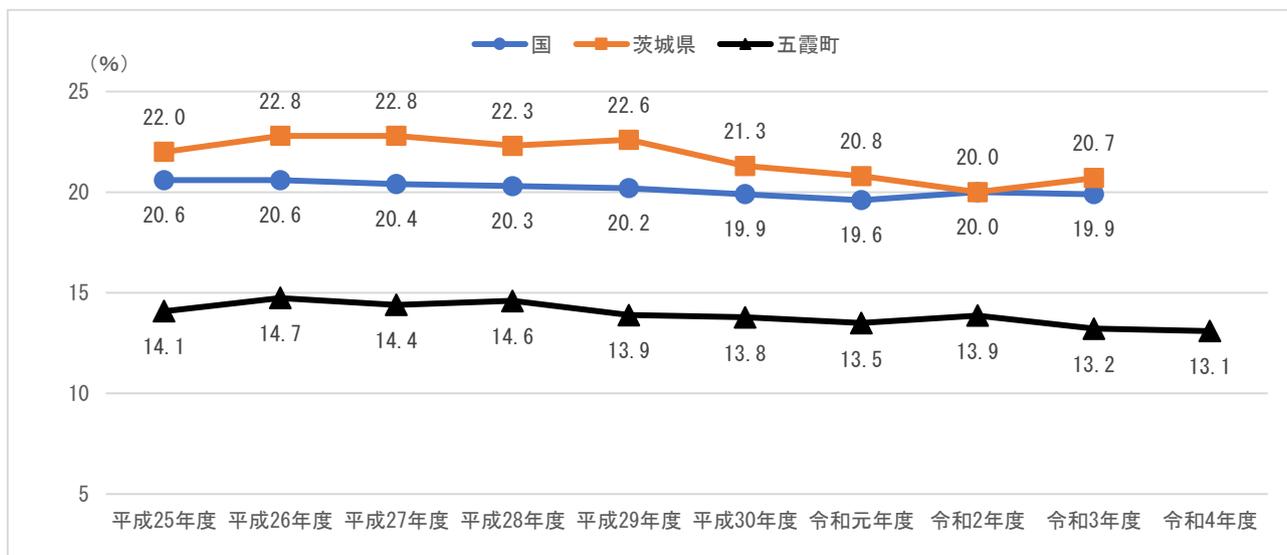


図 3-2-15 ごみの資源化率の国と茨城県との比較

(3) 茨城県内各市町村との比較

茨城県内各市町村の一人 1 日あたりのごみ排出量は、大洗町が最も多く、次いで本町となっています。また、家庭系の一人 1 日あたりのごみ排出量は、本町が最も多く、次いで大洗町となっています。

なお、組合を構成している「古河市・坂東市・境町」（以下「構成市町」という。）と比較すると、本町は一人 1 日あたりのごみ排出量が多く、資源化率は低くなっています。

表 3-2-16 茨城県内各市町村との比較

市町村名	一人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)			資源化率 (%)
	家庭系	事業系	計	
茨城県	705	248	953	20.7
水戸市	672	324	996	20.3
日立市	703	242	946	18.5
土浦市	653	363	1,017	26.5
古河市	729	179	907	16.0
石岡市	706	328	1,034	24.5
結城市	733	375	1,109	14.3
龍ヶ崎市	738	179	917	16.9
下妻市	660	340	1,000	15.6
常総市	828	136	965	15.1
常陸太田市	727	159	886	12.5
高萩市	683	210	894	20.2
北茨城市	769	188	956	10.6
笠間市	729	212	941	16.3
取手市	722	154	876	20.4
牛久市	714	207	921	18.8
つくば市	658	410	1,068	23.0
ひたちなか市	755	220	975	14.8
鹿嶋市	739	210	950	52.3
潮来市	734	321	1,056	31.5
守谷市	632	152	784	19.4
常陸大宮市	734	224	958	11.5
那珂市	747	179	927	9.3
筑西市	717	132	848	14.1
坂東市	748	206	954	22.2
稲敷市	711	329	1,040	20.4
かすみがうら市	738	310	1,048	29.6
桜川市	638	131	769	13.5
神栖市	717	166	883	54.9
行方市	630	199	829	5.3
銚田市	628	89	717	18.0
つくばみらい市	616	102	718	16.9
小美玉市	673	374	1,047	33.5
茨城町	634	236	870	25.6
大洗町	880	510	1,390	11.3
城里町	722	160	883	11.8
東海村	690	224	915	23.5
大子町	843	194	1,037	20.3
美浦村	714	348	1,062	18.1
阿見町	798	294	1,082	9.3
河内町	751	183	934	24.3
八千代町	541	274	815	14.2
五霞町	886	269	1,155	13.2
境町	729	241	969	21.2
利根町	776	171	947	17.7

資料：一般廃棄物処理実態調査 令和 3 年度実績

3 ごみに関する意識調査

○ 環境問題への関心

ごみに関する意識調査の結果、廃棄物に関する関心が町民では 80%を超え、中学生でも 50～65%が「関心がある」と回答しています。

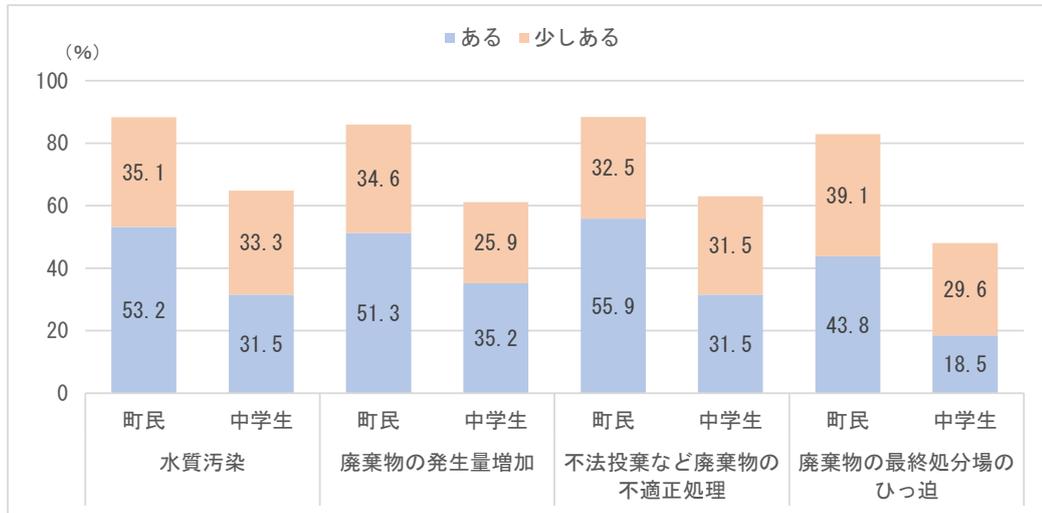


図 3-3-1 環境問題への関心

出典：五霞町環境基本計画意識調査

○ ごみ減量化、資源化の取組

ごみ減量化と資源化の取組については、多くの方が「行っている」と回答しています。なお、生ごみの堆肥化を「行っている」割合は低いものの、「今後できるだけ行いたい」の割合が高くなっています。

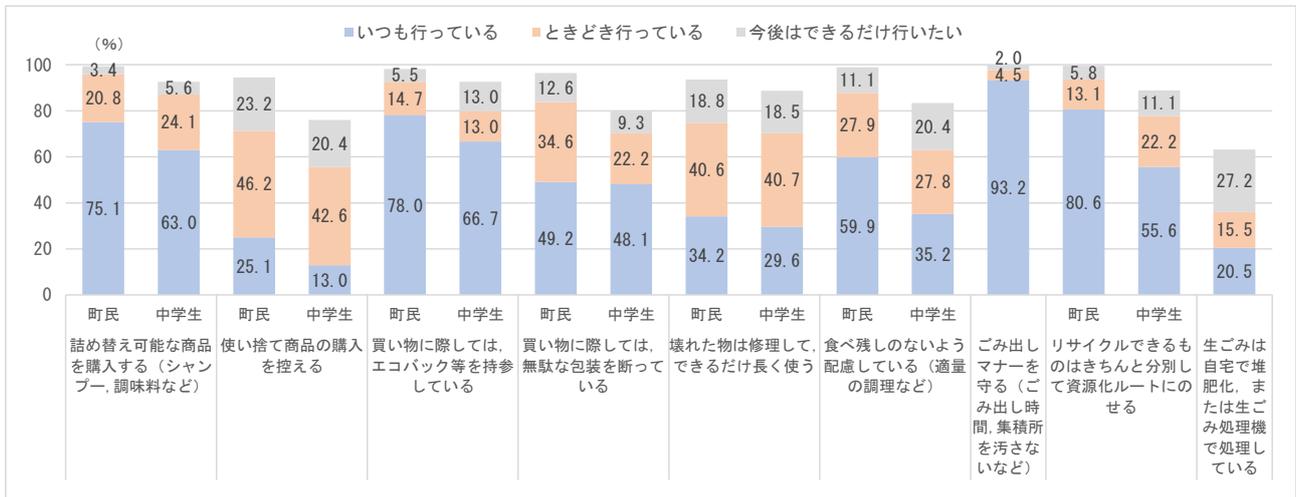


図 3-3-2 ごみ減量化、資源化の取組

出典：五霞町環境基本計画意識調査

○ 町民が思うごみ減量に向けた問題

ごみ減量に向けた問題については「ごみになるものが多すぎる」と最も多く、次いで「ごみ問題に関する意識が低い」となっています。

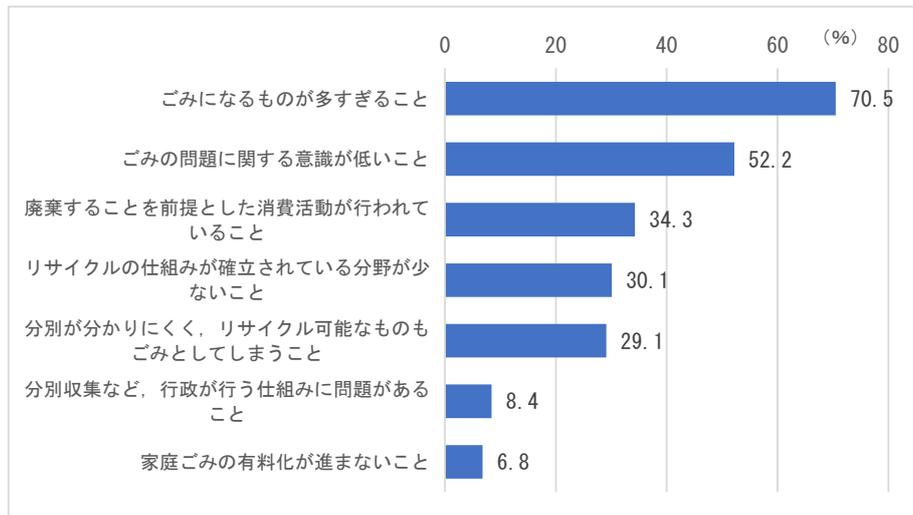


図 3-3-3 ごみ減量の問題

出典：五霞町環境基本計画意識調査

○ 町民が思う優先すべき環境問題

優先すべき環境問題については「ごみのポイ捨て防止」と「空き地や山林・河原への不法投棄の防止」が高くなっています。

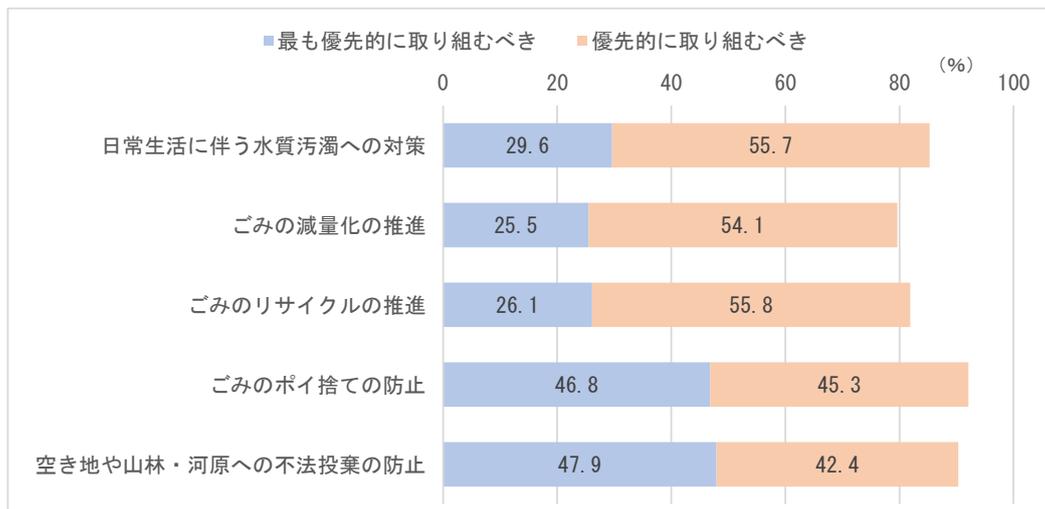


図 3-3-4 優先すべき環境問題

出典：五霞町環境基本計画意識調査

○ ごみの分別について

意識調査の結果では、多くの方が「分別を守っている」と回答しています。

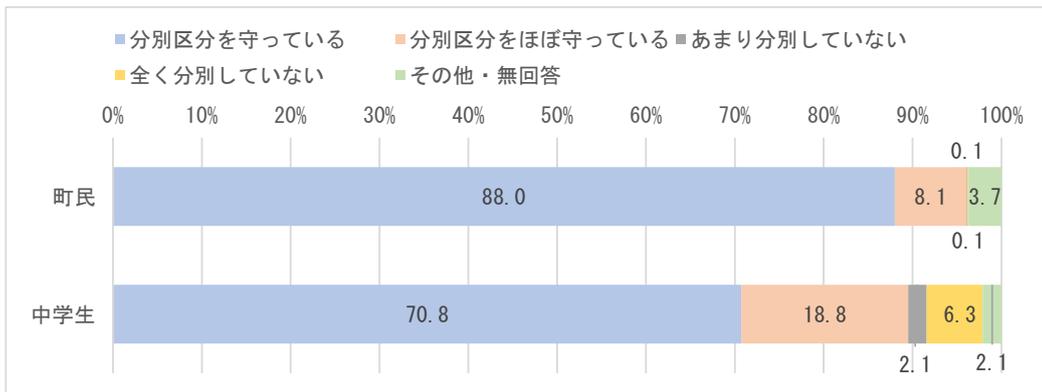


図 3-3-5 ごみの分別について

出典：五霞町一般廃棄物処理計画意識調査

○ ごみ集積所について

ごみ集積所について、町民への意識調査で「不便や不快を感じることがありますか。」との質問に対し、「感じない」と答えた方の割合が高くなっていますが、「感じることもある」と回答した理由として、「集積所が遠い」、「狭い」、「当番が大変」、「他の地区の人がごみを出している」等の意見がありました。

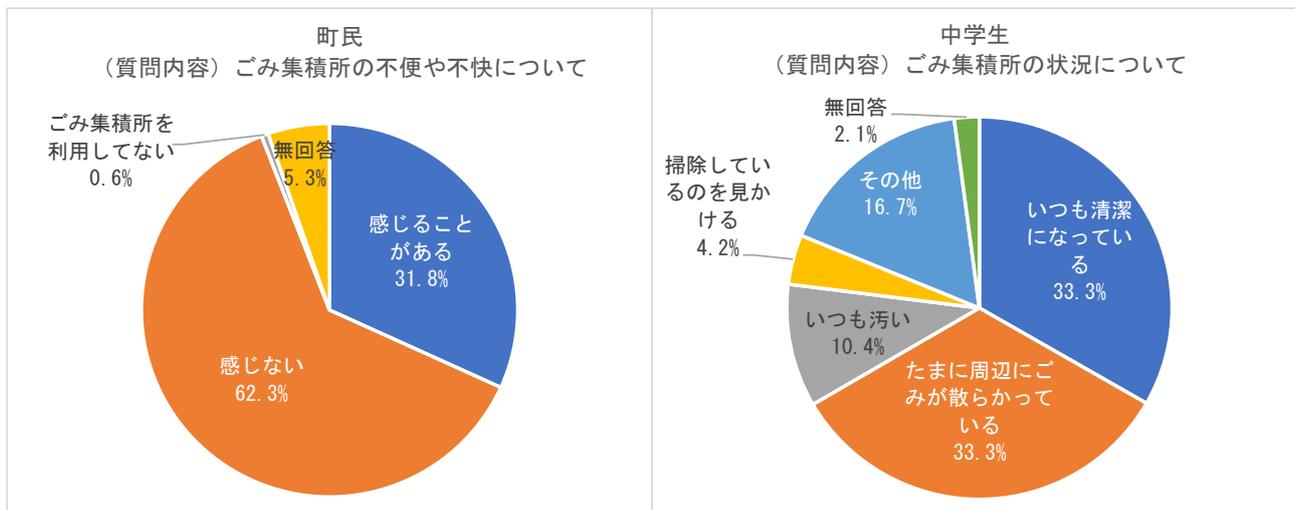


図 3-3-6 ごみ集積所について

出典：五霞町一般廃棄物処理計画意識調査

4 ごみ処理の現状及び課題

【現状】

① ごみの排出量

本町のごみ総排出量は、年々増加傾向にあり、茨城県内の市町村と比較すると「一人 1 日あたりのごみ排出量」は県内第 2 位、「一人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量」は県内第 1 位となっています（P38 参照）。

② ごみの資源化率

本町のごみ資源化率は、資源化量に大きな変動はないものの、ごみ総排出量の増加に伴い低下しており、国、茨城県の平均を下回っています（P37 参照）。

③ ごみ処理経費

本町のごみ処理経費は、近年における燃料費やその他経費の上昇とごみ排出量の増加により、年々増加傾向にあります（P33 参照）。

【課題】

① ごみ排出量の減少に対する意識の向上

今回の意識調査では、町民等におけるごみ排出量の減少に対する意識は高く、更なる啓発に取り組むことにより、町民一人ひとりが減量化に向けた行動へと導くための施策が必要です。

② ごみの適正処理

ごみの野外焼却や幹線道路沿いへのごみのポイ捨てを防止するため、現在の広報活動を継続するとともに、関係機関と連携して監視やパトロールを強化し、ごみの適正処理が徹底される体制を構築する必要があります。

③ 組合との連携

本町のごみ処理を行っている組合と連携を強化し、ごみ処理施設が長期間使用できるよう、ごみの減量化と資源化を推進していく必要があります。

④ 町民・事業者・町の協働

すべての町民と事業者、更に町が協働でごみの減量化と資源化を進めることができるよう、合同参加によるボランティア活動の継続的な実施と活動内容の充実が必要となります。

5 ごみの将来予測

5-1 将来人口

本町の将来人口を五霞町人口ビジョン（令和 2 年 3 月版）の将来人口をもとに、本計画の目標年度である令和 15 年度（2033 年度）までの各年の人口を算出しました。

表 3-5-1 人口の将来予測

	年度	人口（人）	前年比（人）
実績	令和 4 年度	8,235	—
	令和 5 年度	8,107	▲128
予測	令和 6 年度	7,988	▲119
	令和 7 年度	7,876	▲112
	令和 8 年度	7,763	▲113
	令和 9 年度	7,651	▲112
	令和 10 年度	7,539	▲112
	令和 11 年度	7,427	▲112
	令和 12 年度	7,315	▲112
	令和 13 年度	7,202	▲113
	令和 14 年度	7,090	▲112
	令和 15 年度	6,978	▲112

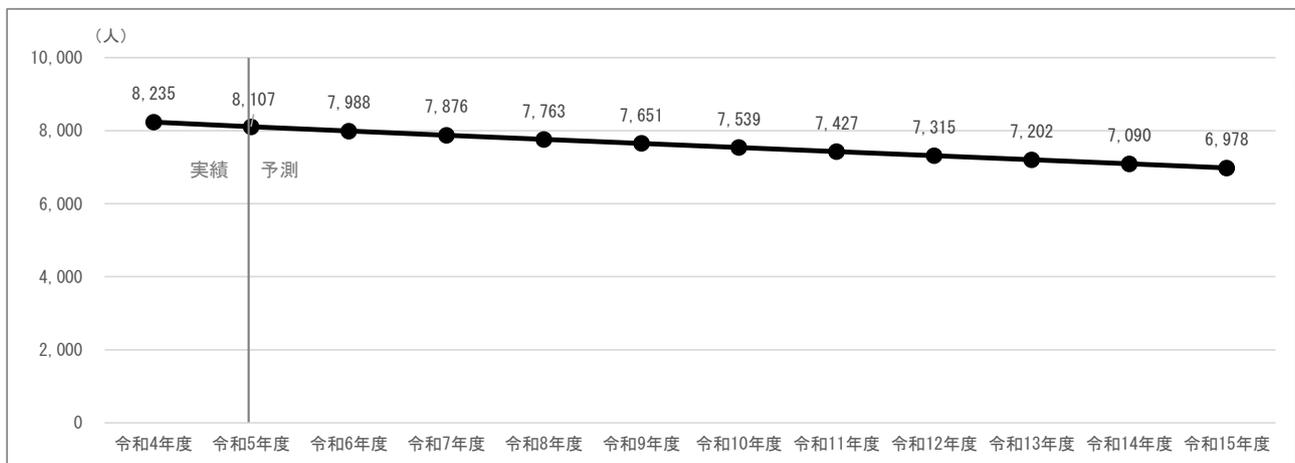


図 3-5-1 人口の将来予測

5-2 ごみ排出量

本町の将来におけるごみ排出量の予測について、過去 10 年間の一人 1 日あたりのごみ排出量から将来の一人 1 日あたりのごみ排出量を算出し、その値と前項の人口と年間日数 365 日を用い算出しました。

予測の結果、一人 1 日あたりのごみ排出量は増加傾向で推移しますが、人口の減少に伴い、ごみの総排出量は減少すると予測されます。

表 3-5-2 ごみ排出量の将来予測

年度	一人 1 日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	ごみ総排出量 (t)
令和 5 年度	1,263	3,737
令和 6 年度	1,265	3,689
令和 7 年度	1,267	3,643
令和 8 年度	1,269	3,597
令和 9 年度	1,271	3,550
令和 10 年度	1,273	3,504
令和 11 年度	1,275	3,457
令和 12 年度	1,277	3,410
令和 13 年度	1,279	3,362
令和 14 年度	1,281	3,314
令和 15 年度	1,282	3,266

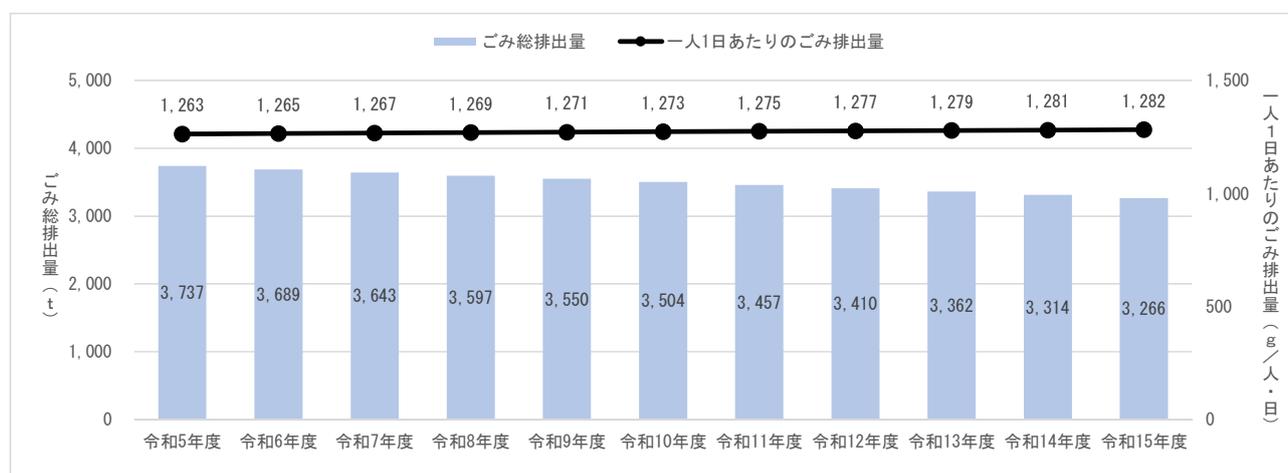


図 3-5-2 ごみ排出量の将来予測

6 ごみ処理基本計画

6-1 ごみ処理の方針

(1) 基本方針

本町の環境の上位計画である環境基本計画では望ましい環境像に『水と緑と人がきらめく豊かな自然と共生するまち 五霞』と掲げ、その実現のために4つの基本方針を定めています。

また、廃棄物については、「基本方針3 地球環境保全に貢献する持続可能な社会環境づくり」の中で基本施策3 循環型社会の形成に記載されており、これらを踏まえて基本方針を定めます。

みんなで作る 持続可能な循環型社会のまち

本町は、水と緑の豊かな自然環境に恵まれたまちです。私たちはまちを取り巻く環境から多くの恵みを受けていることを自覚し、人と自然との共生を適切に確保するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築していくため、町民・事業者・町が連携して取り組みます。

主な取り組みの内容としては、ものを大切にすることは基より、無駄を減らすことでごみの発生を抑制し、ものの再利用や分別による再資源化を進め、焼却や埋め立て処分されるごみをできる限り削減していきます。また、処理しなければならないごみは、適正な処理を徹底し、環境への負荷を低減します。

(2) 施策の方針

○ ごみの排出抑制の推進

町民・事業者・町のそれぞれがごみを出さないこと（Reduce：リデュース）を目指し、事業者は製品やサービスの内容からごみにならないことを考慮した事業活動を行い、町民はごみを減らすよう日常生活に取り組みます。

○ 再利用・再生利用の推進

日常生活や事業活動で不要となったものであっても、使えるものは何度でも再利用（Reuse：リユース）し、使えなくなってしまったものは、分別して資源として再生利用（Recycle：リサイクル）に取り組みます。特に本町は、資源化率が低いことから、資源ごみの分別を徹底します。

○ ごみの適正な処理・処分の推進

本町のごみの中間処理と最終処分は組合で運営するクリーンセンターで行っていますが、各段階で最適な処理や処分が行える体制を組合と連携して構築します。また、ごみの野焼き、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向け、地域ぐるみでパトロール実施や啓発活動に取り組みます。

○ 町民・事業者・町の連携

町民・事業者・町は、それぞれの役割と責任を果たすとともに、連携してごみの減量化と資源化に努めます。

(3) 各主体の役割

本計画に掲げる基本方針の実現に向け、町民・事業者・町が一体となり、それぞれの役割を認識し、共に考え行動し相互に連携していくものとします。

○ 町民

町民は自らがごみの排出者で環境に負荷を与えていることを認識し、循環型社会の形成に向けたライフスタイルへの転換を図り、ごみの減量化と資源化に向け、積極的に取り組むこととします。

また、町が実施する施策に積極的に協力するものとします。

○ 事業者

事業者は、自らがごみ排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、一般廃棄物と産業廃棄物を適切に分別するとともに、ごみになりにくいものの製造や販売、修理体制や使用済み品の回収、事業所周辺の環境美化活動等の地域貢献に努めます。

また、町が実施する施策へ町民同様に積極的に協力するものとします。

○ 町

町は、ごみの減量化と資源化に向け、町民、事業者への普及啓発や情報の提供を行い、町民・事業者の自主的、主体的な取組を支援するとともに、三者一体となった取組を促進し、一般廃棄物の適正処理に努めます。

また、町も自らがごみの排出者で環境に負荷を与えていることを認識し、ごみの減量化と資源化に取り組めます。

6-2 基本目標

基本目標は、令和 4 年度を基準年度とし、令和 15 年度を目標年度と設定します。なお、目標数値は環境基本計画の指標及び目標値を継承した値を用います。

表 3-6-1 基本目標

項目	基準年度 (令和 4 年度)	目標年度 (令和 15 年度)	内容
一人 1 日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	1,206	919	▲261
資源化率 (%)	13.1	20.0	+8.8

6-3 ごみの排出抑制計画

(1) 町民・事業者によるごみの排出抑制

○ レジ袋の使用量削減の促進

令和 2 年 7 月からレジ袋が有料化されたことに伴い、今後も町民や事業者に啓発を行い、レジ袋使用を抑制します。

○ 過剰包装抑制の促進

物を購入したときに発生する包装ごみの抑制に向け、「必要以上の包装を望まない・行わない」をモットーに町民や事業者に啓発します。

○ 詰め替え商品やリターナブル容器の利用促進

詰め替え商品の利用は普及していますが、更なる容器ごみの排出抑制に向け、商品を繰り返し使えるリターナブル容器の使用を促します。

○ マイボトルやマイはし等の利用促進

日常生活や昼食時にて、マイボトルやマイはし等が利用されるよう促します。

○ 生ごみ減量の促進

町民には、買いすぎによる期限切れや作りすぎによる食べ残しを減らす行動を促し、ごみとなってしまった場合には、水切りによる減量や生ごみ処理機器等の活用を啓発します。

事業者には、食材のばら売りや値引き販売等の工夫を行うよう啓発します。

○ レンタルやリース、修理の利用促進

一時的に必要となるものは、レンタルやリースを利用し、修理して使えるものは継続して使用することを促します。

○ 学校等での廃品回収の利用促進

本町では、小中学校等の団体で資源物の廃品回収が行われていますが、組合から補助を受けられることから、今後も活用を促進します。

○ 小売業者の資源回収の利用促進

小売店舗が行う資源回収や新聞販売店の回収を利用するよう促進します。

○ 事業者のごみ減量促進

産業廃棄物と一般廃棄物の区分けを徹底し、多量に一般廃棄物を排出する事業者へ減量化に向けた指導を行います。

(2) 町のごみ排出抑制

事務のペーパーレス化を行い、ごみの排出抑制に努めます。

(3) ごみ処理有料化の検討

国では、家庭系ごみの排出抑制や資源化の有効な手段として、ごみ処理の有料化の導入を推進しています。主な有料化の手法としては、可燃ごみや不燃ごみの指定袋にごみ処理に係る費用相当分を上乗せする導入例が多くみられます。有料化により、ごみの排出量に応じた費用負担による公平性が確保され、ごみの排出抑制と処理費用の削減等の効果が期待されます。

なお、町民の意識調査では、有料化に対する賛成・反対の両方の意見がありましたが、組合及び構成市町と協議し、最良の方法を検討します。

また、事業者においても、排出量に応じた費用負担がありますが、今後必要に応じて費用の見直しを検討します。

(4) 普及啓発の推進

町民や事業者のごみ排出抑制への関心を高めるため、町広報紙「広報ごか」（以下「広報紙」という。）や町公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）等を活用した情報提供を行います。

6-4 再利用・再生利用計画

(1) 町民・事業者によるごみの再利用・再生利用

○ 再利用の促進

フリーマーケットやリサイクルショップ、インターネット等を活用し、不要となったものを再利用する取り組みを町民や事業者に促します。

○ 資源ごみの分別の徹底

資源ごみの分別を徹底するため、クリーンセンターで作成した「ごみと資源の分別ガイド」や「ごみ収集カレンダー」及び広報紙等を活用し、周知徹底を図ります。

なお、資源ごみとして分別回収できる紙類が可燃ごみに多く含まれていますが、紙類の分別を徹底することで資源化率の向上が期待できるため、町民や事業者へ分別の徹底を呼びかけます。

○ 再生品の利用促進

再生利用を継続していくために必要とされる再生品が流通されるよう、町民や事業者に対し積極的な再生品の利用を促します。

○ 事業者の資源化の促進

事業者のごみに含まれる資源化可能品目について、民間の再生業者を活用するよう促します。

(2) 分別品目の追加の検討

○ プラスチック類

令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、プラスチック製品の設計から製造・使用後の再資源化まで、事業者や自治体に全てのプロセスでの資源循環が求められています。

本町では、現在ペットボトル以外のプラスチック類は、可燃ごみとして焼却処分されていますが、今後はプラスチック類の分別回収ができるよう、組合と連携して資源としての分別回収、民間の再生業者を含めた資源化に取り組みます。

○ 枝等の木くず

緑豊かな本町では、住居や事業所から排出される剪定した枝や竹等の木くずが可燃ごみとなっており、町民の意識調査でも枝等の処理に困っているとの回答が多く見られました。

現在は、木くずを破碎してチップ化し、肥料や燃料として活用する手法が行われていることから、民間の再生業者の活用を含め分別を検討します。

○ 布類

衣服の一部は、フリーマーケットやリサイクルショップを活用し再利用されていますが、それ以外の布類は可燃ごみとして焼却されています。特に、布類はウエスとして活用されていることから、民間の再生業者の活用を含め検討します。

○ その他

現在、資源として活用していない品目について、新たな法令や技術の進歩等により資源としての活用が可能になった場合には、組合及び構成市町と協議し、新たな資源化について検討します。

(3) 環境教育・環境学習の推進

学校や地域を対象としたごみの再利用、再生利用に向けた環境教育や環境学習を積極的に行います。特に、小学校4年生で実施する社会科見学の一環として、クリーンセンターを訪問しており、今後も継続的に実施していきます。

6-5 収集運搬計画

(1) 適正な収集運搬体制の確保

家庭から排出されたごみは、生活環境を保全するうえで支障がないように、安全かつ確実に中間処理施設に搬入しなければなりません。そのため、効率よく収集運搬が行えるよう町民への分別の徹底や排出方法の周知等を図ります。

○ 町民や事業者への周知

ごみの排出方法や分別、地区ごとの収集日等、定期的に周知を図ります。

○ 収集対象物

目標年度である令和15年度の収集対象物は、現在の品目を維持する計画ですが、今後、更なる資源化の推進により分別品目の追加について、組合及び構成市町と協議し、収集対象物の見直しを行います。

○ 収集体制

ごみの収集回数や出し方、また、収集運搬方式は現在の方式を維持する計画となっておりますが、社会情勢やライフスタイルの変化により、分別品目を追加する場合には、組合及び構成市町と協議し、必要に応じて見直しを行います。

○ 環境負荷の低減

収集運搬車両の走行による環境負荷を低減するため、低公害車の導入やエコドライブの促進を図るとともに、効率的な収集ルートを選択によりエネルギー消費の削減に努めます。

(2) ごみ集積所の管理促進

町民の意識調査では、ごみ集積所に対する不便や不快に感じることについて、多くの意見がありました。現在のごみの集積所は地域ごとに設置され、その管理は利用者相互で行われていますが、今後も維持管理は地域住民で継続して行います。なお、新たな集積所の設置が必要な場合は、地域の実情と各行政区の意見を踏まえ、その都度検討を行います。

(3) 高齢者や障がい者への対応

ごみをごみ集積所まで搬出することが困難である高齢者及び障がい者等の実情を勘案し、可能な収集方法を検討します。

(4) 自己搬入ごみへの対応

クリーンセンターに持ち込まれる事業系ごみ及び家庭系ごみの自己搬入は、これまでどおりの受け入れを継続します。

(5) 無許可業者への対応

町民に対して、家庭系ごみの処理方法を周知徹底し、無許可業者にごみを出さないよう促します。

6-6 中間処理計画

本町のごみの焼却や破碎等の中間処理は、今後もクリーンセンターで実施しますが、搬入されたごみを安全かつ衛生的に処理するほか、ごみの減量化と資源化を推進することにより、最終処分場の負担を軽減します。

6-7 最終処分計画

本町のごみ最終処分は、今後も組合が保有する最終処分場で実施しますが、最終処分場の剰余量に限りがあるため、ごみの減量化と資源化に取り組み、最終処分量の減量化を図ります。

6-8 食品ロス削減計画

食品ロスとは、食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことで、製造・販売・消費の各段階で発生しています。食品ロスの削減に向け、町民・事業者・町が一体となって、食べ物を無駄にしない意識を持ち、それぞれができることを少しずつ取り組んでいく必要があります。

(1) 食品ロスの現状

国内の食品ロスの推計では、令和3年度は523万tとなっており、平成27年度以降は減少傾向となっています。

表 3-6-2 食品ロス発生量の推移

単位：万t

年 度	事業系食品ロス	家庭系食品ロス	合 計
平成 25 年度	330	302	632
平成 26 年度	339	282	621
平成 27 年度	357	289	646
平成 28 年度	352	291	643
平成 29 年度	328	284	612
平成 30 年度	324	276	600
令和元年度	309	261	570
令和 2 年度	275	247	522
令和 3 年度	279	244	523

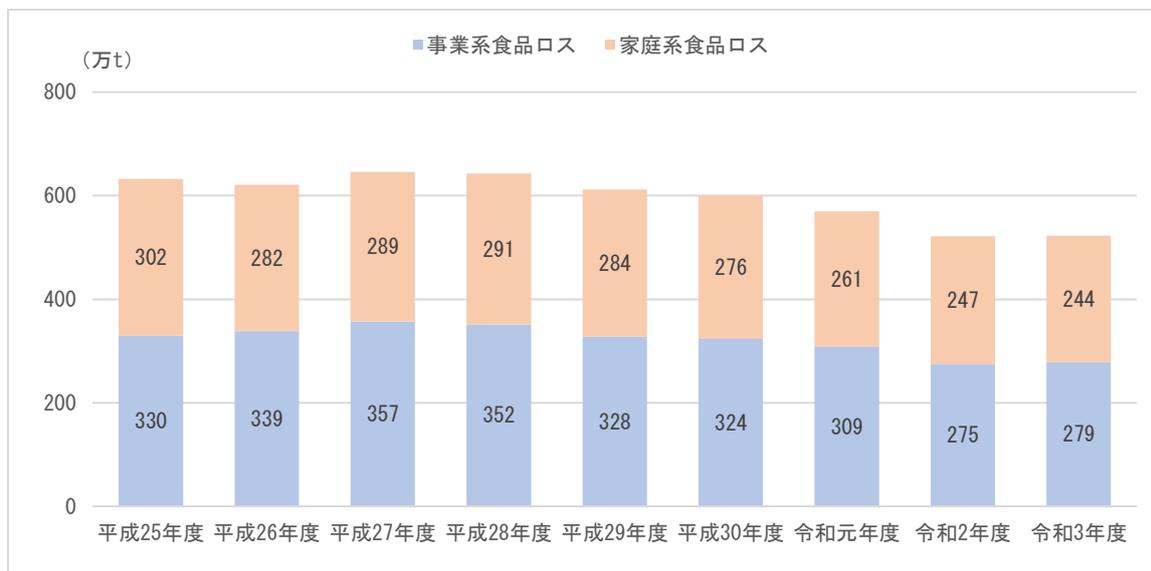


図 3-6-1 食品ロス発生量の推移

令和 3 年度の事業系食品ロス発生量は、食品製造業が最も多く、家庭系食品ロス発生量は未開封の食品の直接廃棄と食べ残しが多くなっています。

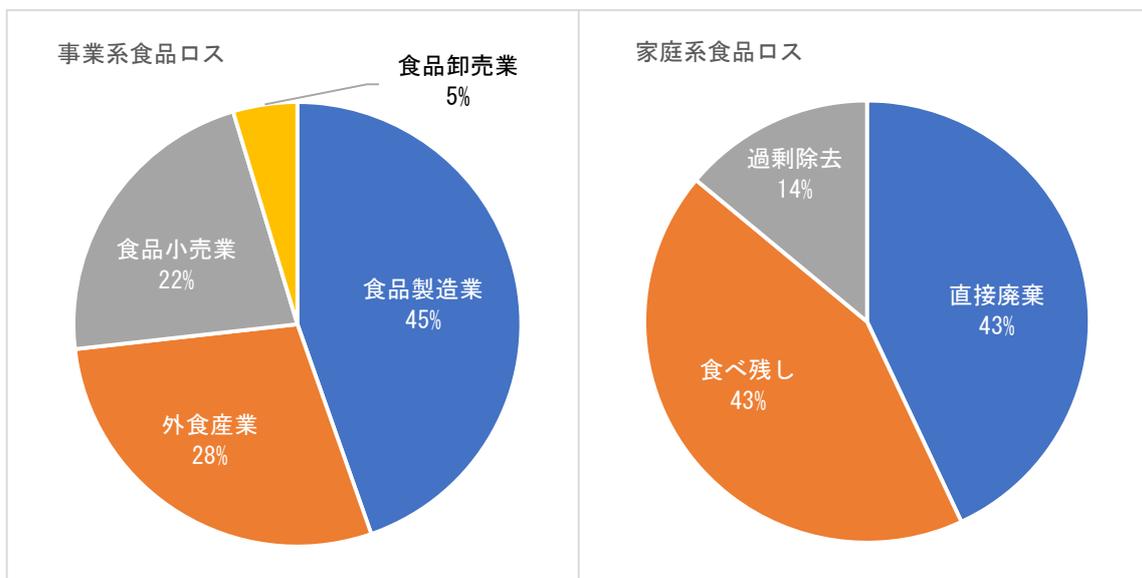


図 3-6-2 事業系・家庭系食品ロスの内訳

(2) 食品ロス削減に係る課題

SDGs（持続可能な開発目標）では、2030 年度までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させるとしています。また、国や茨城県では、外食産業や一般家庭などの食品流通での発生量が高い傾向があると推測され、本町でもこれらを減少していく必要があります。

(3) 取組内容

○ 町民の日常生活での主な取組

- ◇ 消費期限内に使い切り、食べられる分だけの購入を促します。
- ◇ 消費期限や賞味期限の短いものや、陳列されている手前のものを選ぶ行動を促します。
- ◇ 消費しきれない食品は、フードバンク、フードドライブボックスや子ども食堂での活用を促します。
- ◇ 外食は、食べきれぬ分だけ注文し、残ってしまった食事の持ちかえりを促します。
- ◇ 宴会や会食等では、料理を食べきる行動を促します。
- ◇ 生ごみの水切りやコンポスト、生ごみ処理機器等を活用し生ごみを減量します。

○ 事業者の事業活動での主な取組

- ◇ 適切な生産管理や在庫管理により無駄を出さないよう促します。
- ◇ 小売業者は、食品の手前どりや消費期限の近いものを選びやすい工夫等を行うとともに、食材の個別もしくは少量での販売を促します。
- ◇ 飲食店は、提供する食事の量の調整や残った食事の持ちかえりを促します。

- ◇ 残ってしまった食材等は、フードバンク、フードドライブボックスや子ども食堂での活用を促します。
- ◇ 発生した食品廃棄物は、たい肥や飼料としての再生利用を促します。

○ 町の取組

- ◇ 町民や事業者に対し、食品ロス削減に向けた情報の発信や普及啓発を行います。
- ◇ 社会福祉協議会で行っているフードバンクやフードドライブボックス、民間のフードバンクや子ども食堂等の情報を発信し、食品廃棄物の抑制と食品の有効活用に努めます。

6-9 プラスチック類の資源化

プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律では、プラスチック製品の設計から廃棄処理に関わるあらゆる主体に、プラスチックの資源循環等の取り組みが必要です。

プラスチック類の製造にあたっては、プラスチックのリサイクル材を使用した製品の製造、環境配慮設計に関する指針に基づいた製品の製造等が、小売及びサービス業では、プラスチック製品の提供への判断基準に基づいた行動が求められています。排出・回収・リサイクルでは、プラスチック資源を分別収集し、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律のルートを活用した再商品化、製造・販売事業者による自主回収等が求められています。

(1) 取組内容

○ 町民の日常生活での主な取組

- ◇ 買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋の使用量を削減します。
- ◇ プラスチック製のストローやスプーン、フォーク等のカトラリーの使用機会を減らします。
- ◇ 白色トレイやペットボトル等のプラスチック類の分別の徹底や店頭回収を積極的に利用します。

○ 事業者の事業活動での主な取組

- ◇ 更なるレジ袋の使用量の削減に取り組みます。
- ◇ プラスチック製のストローやスプーン、フォーク等のカトラリーの使用量の削減に向け、代替品の使用に努めます。
- ◇ プラスチック製容器包装の回収に取り組みます。
- ◇ プラスチック類の資源化に積極的に取り組みます。

○ 町の取組

- ◇ プラスチック類を資源として分別回収し、再生利用するよう組合と連携して取り組みます。
- ◇ 町民や事業者に対し、プラスチック類の使用削減に向けた情報の発信や普及啓発を行います。

6-10 その他ごみに関する事項

(1) 処理困難物への対応

クリーンセンターで適正な処理が困難なものや家電リサイクル法に関連する品目については、購入した店舗や専門の処理業者へ処分を依頼する等、その処理方法について周知を図ります。

(2) 特別管理一般廃棄物への対応

特別管理一般廃棄物は、町では取り扱わないため、廃棄物処理法に基づき、排出者が処理業者に委託し、適正に処理するものとします。また、在宅医療により家庭から排出される注射針等については、特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等により処理するものとします。

(3) ごみ問題に関する意識啓発

本町は、資源ごみの回収量が少ない状況となっていることから、資源化できるごみを増やすために、ごみの分別を徹底するライフスタイルに転換していかなければなりません。

そのためには、町民・事業者・町が協働で互いに連携し、それぞれがごみ問題に対する意識を強く持ち合い、できることから少しずつ取り組んでいく必要があります。

今後も、町民や事業者のごみに関する意識啓発に向け、ごみに関する数値や取組の情報提供を行うとともに、環境学習と環境教育を推進します。

(4) 環境保全活動の推進

ごみに関する意識の高揚を図るため、町民及び事業者と協働で行う行幸湖クリーン作戦や地域住民が参加する五霞町環境美化運動を実施しています。今後もこのようなボランティア活動を継続して行い、町民及び事業者と協働でごみが捨てられにくい環境づくりを行います。

(5) 不法投棄の防止

不法投棄の巡回パトロールや監視活動を充実し、町民や事業者との連携による不法投棄監視体制を強化します。

(6) 不適正処理の防止

ごみの野外焼却等の禁止を啓発するとともに、町民や事業者との連携による監視体制を強化します。

6-11 災害廃棄物対策

災害の発生に備えるため、国、県等の関係機関との連携や地方公共団体間の相互支援体制の整備等、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備を図ります。

また、災害により廃棄物が発生した場合、町の地域防災計画、別途作成した災害廃棄物処理計画や国及び県の処理方針に従い、迅速かつ適切に対処し、町民の生活の早期復旧に努めます。

第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の状況

本町の生活排水の処理は、台所やお風呂などの生活排水とし尿を処理する污水処理施設である公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽で行っており、令和4年度末の污水処理人口普及率は、99.5%となっています。

なお、し尿のみを処理する単独処理浄化槽や汲み取りは、污水処理施設には含まれず、生活排水が未処理のまま排水されるため、河川等の水質汚濁の原因となっています。

表 4-1-1 污水処理人口普及率の推移

年 度	処理区域人口 (人)	污水処理普及人口 (人)	污水処理人口普及率 (%)
平成 25 年度	9,238	9,226	99.9
平成 26 年度	9,092	9,054	99.6
平成 27 年度	8,930	8,891	98.6
平成 28 年度	8,846	8,805	99.5
平成 29 年度	8,699	8,654	99.5
平成 30 年度	8,581	8,539	99.5
令和元年度	8,484	8,446	99.5
令和 2 年度	8,373	8,335	99.5
令和 3 年度	8,235	8,174	99.3
令和 4 年度	8,107	8,063	99.5

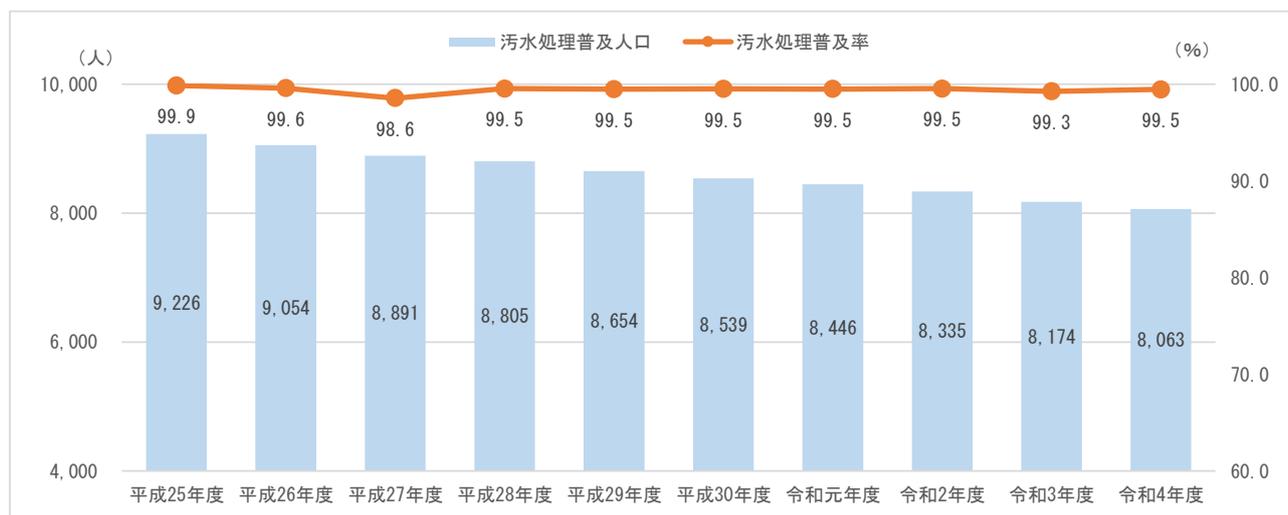


図 4-1-1 污水処理人口普及率の推移

1-1 公共下水道

本町には、五霞町公共下水道と五霞町特定環境保全公共下水道が整備され、処理施設の五霞町環境浄化センターで処理し、処理後の排水は冬木落川に放流しています。

なお、下水道の整備は「概ね完成」（以下「概成」という。）しており、その接続率は令和4年度末で81.0%となっています。

表 4-1-2 処理施設の概要

施設名称	五霞町環境浄化センター
所在地	茨城県猿島郡五霞町原宿台2丁目27番地4
供用開始年月	昭和63年1月
能力	3,400m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法

1-2 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、農村地域の資源循環を図りつつ、施設の機能維持等による農業用排水の水質保全や農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿と生活排水などの汚水処理を行うとともに、活力のある農村社会の形成に資することを目的に整備されました。

なお、本町の農業集落排水施設の整備は概成しており、その接続率は令和4年度末で94.5%となっています。

表 4-1-3 農業集落排水施設の概要

地区名	大福田地区	五霞北部地区	五霞東部地区	五霞南部地区
供用年度	平成6年度	平成8年度	平成8年度	平成14年度
計画人口	590人	1,270人	940人	1,440人
計画面積	60ha	75ha	32ha	54ha

1-3 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、公共下水道及び農業集落排水施設の区域外の町全域で各家庭に設置を推進している汚水処理施設です。

なお、令和4年度末の合併処理浄化槽の設置人口は53人となっています。

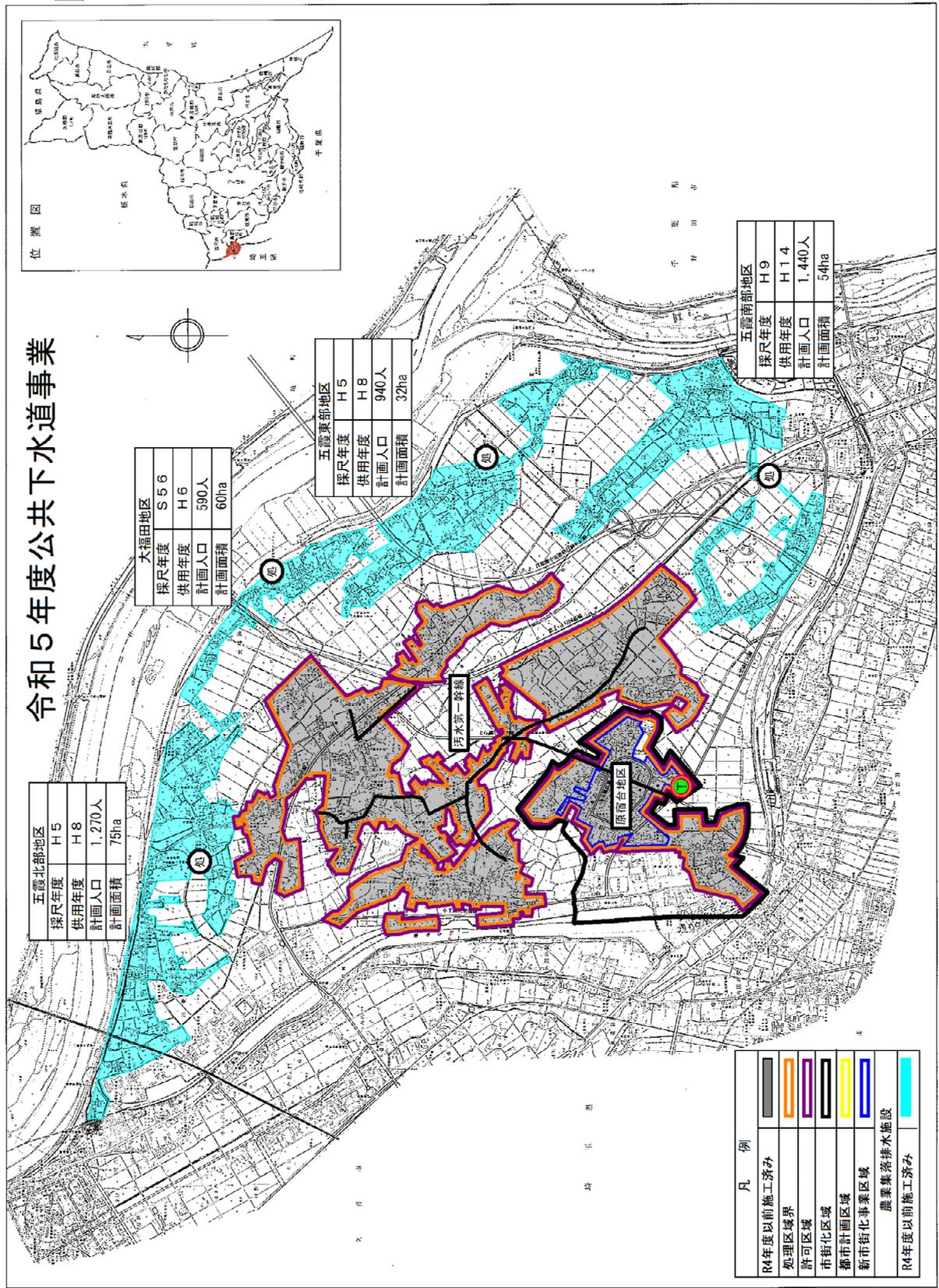


図 4-1-2 令和5年度公共下水道事業（参考）

2 し尿・浄化槽汚泥処理の状況

2-1 し尿・浄化槽汚泥の発生量

し尿及び浄化槽汚泥の発生量は、ほぼ横ばいで推移しています。

表 4-2-1 し尿・浄化槽汚泥の発生量の推移

年 度	し尿 (kL)	浄化槽汚泥 (kL)	合計 (kL)
平成 25 年度	192	3,068	3,260
平成 26 年度	194	2,789	2,983
平成 27 年度	126	2,806	2,932
平成 28 年度	118	2,979	3,097
平成 29 年度	148	2,802	2,950
平成 30 年度	133	2,832	2,965
令和元年度	103	2,903	3,006
令和 2 年度	117	2,951	3,068
令和 3 年度	179	2,950	3,129
令和 4 年度	192	3,088	3,280

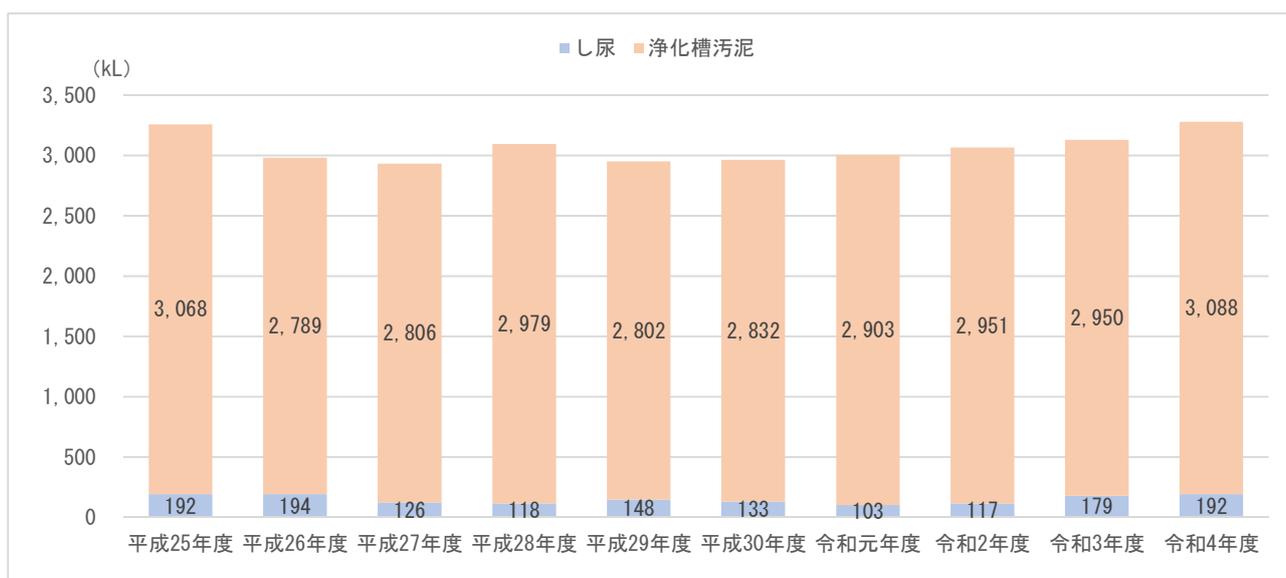


図 4-2-1 し尿・浄化槽汚泥の発生量の推移

2-2 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

本町のし尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、町の許可業者が行っています。

2-3 し尿・浄化槽汚泥の処理

本町のし尿・浄化槽汚泥の中間処理は、組合のさしま環境センターで行っています。中間処理後の汚泥は、たい肥化され農地へ還元し、水は中央排水路に放流しています。

表 4-2-2 処理施設の概要

施設名称	さしま環境センター
所在地	茨城県猿島郡境町大字長井戸 1728 番地
形式	標準脱窒処理方式＋高度処理
能力	130kL/日

3 生活排水処理の課題

公共用水域の水質汚濁の主要因は、工場等からの排水の規制が進んだことで、家庭からの生活排水となっており、生活排水対策は水質改善の課題となっています。

本町の公共下水道及び農業集落排水施設の整備は、概成していることから、汚水処理人口普及率は高くなっています。今後は、整備完了区域では、接続率を向上させるとともに、それ以外の区域では、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進していく必要があります。

4 生活排水処理の計画

4-1 基本目標

茨城県が作成した第4回改定生活排水ベストプラン（令和5年3月）の令和14年度の汚水処理人口普及率の目標を参考に数値目標とします。

表 4-4-1 基本目標

項目	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和15年度)
汚水処理人口普及率	99.5%	99.7%

4-2 施策

(1) 生活排水処理の施策

- 公共下水道の整備区域では、接続率の向上に向けた普及啓発を行います。
- 農業集落排水施設の整備区域では、接続率の向上に向けた普及啓発を行います。
- 単独処理浄化槽や汲み取り方式から合併処理浄化槽への転換に向け、普及啓発を行います。
- 合併処理浄化槽の機能を確保し良好な水質を維持するため、定期的な保守点検等の維持管理が必要です。浄化槽の適正な維持管理を町民及び事業者へ啓発を行います。

(2) し尿・浄化槽汚泥の施策

- し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、今後も町の許可業者で行い、走行による環境負荷の低減するルートを検討します。
- し尿・浄化槽汚泥の処理は、今後もクリーンセンターで行い、組合の施設管理に協力します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の進捗状況の点検・評価のため、公正かつ専門的な立場から審議を行う「五霞町環境審議会」において、廃棄物処理のあり方や廃棄物の減量化及び資源化の方策に関し、計画の見直しや課題、施策等について提言を受けます。更に、本計画に掲げた施策等を効果的に展開するため、国や茨城県、組合、構成市町との連携・協力関係を構築し、計画期間中に目標が達成できるよう努めます。

2 計画の進行管理

(1) 計画の周知

ごみの減量・再資源化を推進し、本計画の目標を達成していくためには、町民・事業者・町が協働し取り組むことが必要です。そのため、本計画を広報紙やホームページ等により広く公開するなど、積極的な周知に努めます。

また、計画の適正な進行管理及びごみ処理状況の変化に対応するため、ごみ処理に関する最新情報をリアルタイムで公表できるよう努めます。

(2) 実施計画の策定

本計画を効果的に推進するため、ごみの発生抑制・資源化の状況、収集運搬、中間処理及び最終処分について、年次ごとの実施計画を策定します。

(3) 実績の公表

一般廃棄物の処理実績及び施策の進捗状況等を、広報紙やホームページ等で公表します。

(4) 町民・事業者への情報提供

広報紙やホームページ等において、本計画の進捗状況を定期的に公表し、意識啓発を行うことで、ごみ排出量の削減や資源化率の向上を図ります。

アンケート調査

○アンケート調査の概要

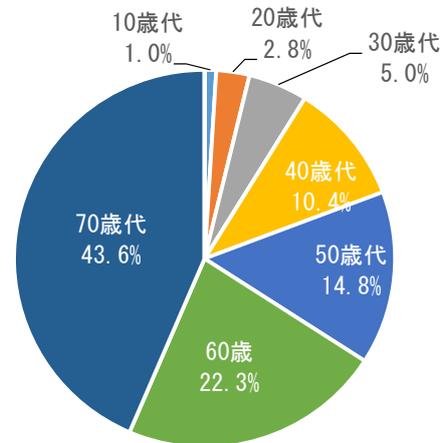
配布数

配布先	配布数	回収率 (回収数)
町民	2,000	40.8% (815/2,000)
中学生	48	—
事業者	100	31% (31/100)

○ 町民アンケート結果

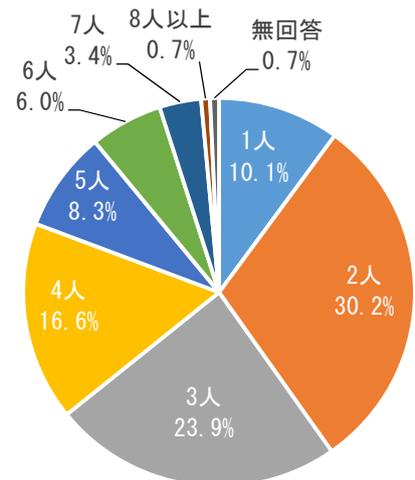
質問1 年齢

	回答数	構成比
ア 10歳代	8	1.0%
イ 20歳代	23	2.8%
ウ 30歳代	41	5.0%
エ 40歳代	85	10.4%
オ 50歳代	121	14.9%
カ 60歳	182	22.3%
キ 70歳代	355	43.6%
無回答	0	0.0%
合計	815	100.0%



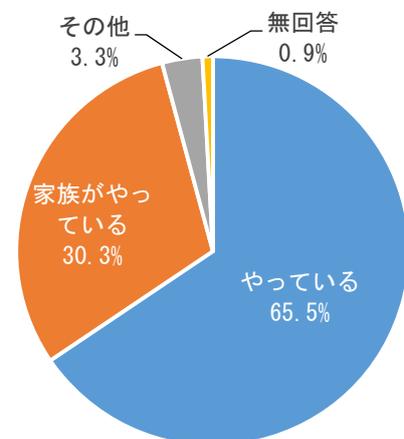
質問2 同居している家族

	回答数	構成比
ア 1人	82	10.1%
イ 2人	246	30.2%
ウ 3人	195	23.9%
エ 4人	135	16.6%
オ 5人	68	8.3%
カ 6人	49	6.0%
キ 7人	28	3.4%
ク 8人以上	6	0.7%
無回答	6	0.7%
合計	815	100.0%



質問3 日常的に家事をやっている

	回答数	構成比
ア やっている	534	65.5%
イ 家族がやっている	247	30.3%
ウ その他	27	3.3%
無回答	7	0.9%
合計	815	100.0%

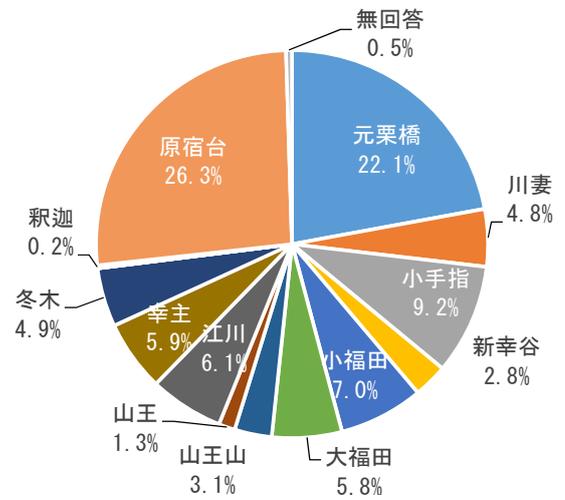


その他回答

- ・時々している
- ・二人で家事をしている 等

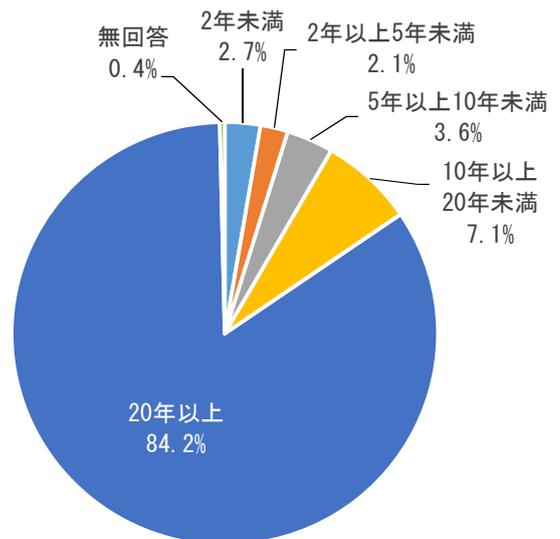
質問4 住んでいる地区

	回答数	構成比
ア 元栗橋	180	22.1%
イ 川妻	39	4.8%
ウ 小手指	75	9.2%
エ 新幸谷	23	2.8%
オ 小福田	57	7.0%
カ 大福田	47	5.8%
キ 山王山	25	3.1%
ク 山王	11	1.4%
ケ 江川	50	6.1%
コ 幸主	48	5.9%
サ 冬木	40	4.9%
シ 前林	0	0.0%
ス 釈迦	2	0.3%
セ 原宿台	214	26.3%
無回答	4	0.5%
合計	815	100.0%



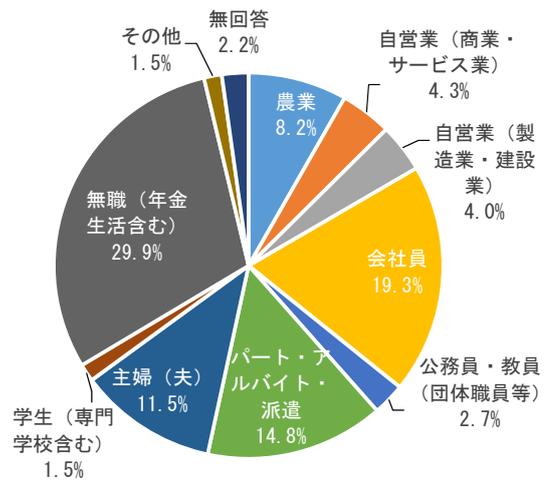
質問5 居住年数

	回答数	構成比
ア 2年未満	22	2.7%
イ 2年以上5年未満	17	2.1%
ウ 5年以上10年未満	29	3.6%
エ 10年以上20年未満	58	7.1%
オ 20年以上	686	84.2%
無回答	3	0.4%
合計	815	100.0%



質問6 職業

	回答数	構成比
ア 農業	67	8.2%
イ 自営業（商業・サービス業）	35	4.3%
ウ 自営業（製造業・建設業）	33	4.1%
エ 会社員	157	19.3%
オ 公務員・教員（団体職員等）	22	2.7%
カ パート・アルバイト・派遣	121	14.9%
キ 主婦（夫）	94	11.5%
ク 学生（専門学校含む）	12	1.5%
ケ 無職（年金生活含む）	244	29.9%
コ その他	12	1.5%
無回答	18	2.2%
合計	815	100.0%

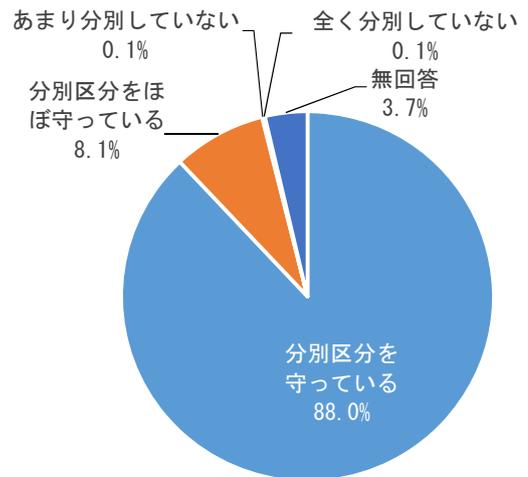


その他回答

- ・シルバー人材
- ・自営業手伝い 等

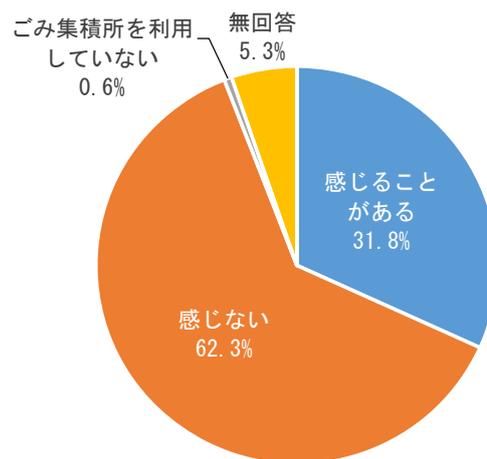
質問7 ごみの分別について

	回答数	構成比
ア 分別区分を守っている	717	88.0%
イ 分別区分をほぼ守っている	66	8.1%
ウ あまり分別していない	1	0.1%
エ 全く分別していない	1	0.1%
無回答	30	3.7%
合計	815	100.0%



質問8 ごみ集積所の不便や不快感について

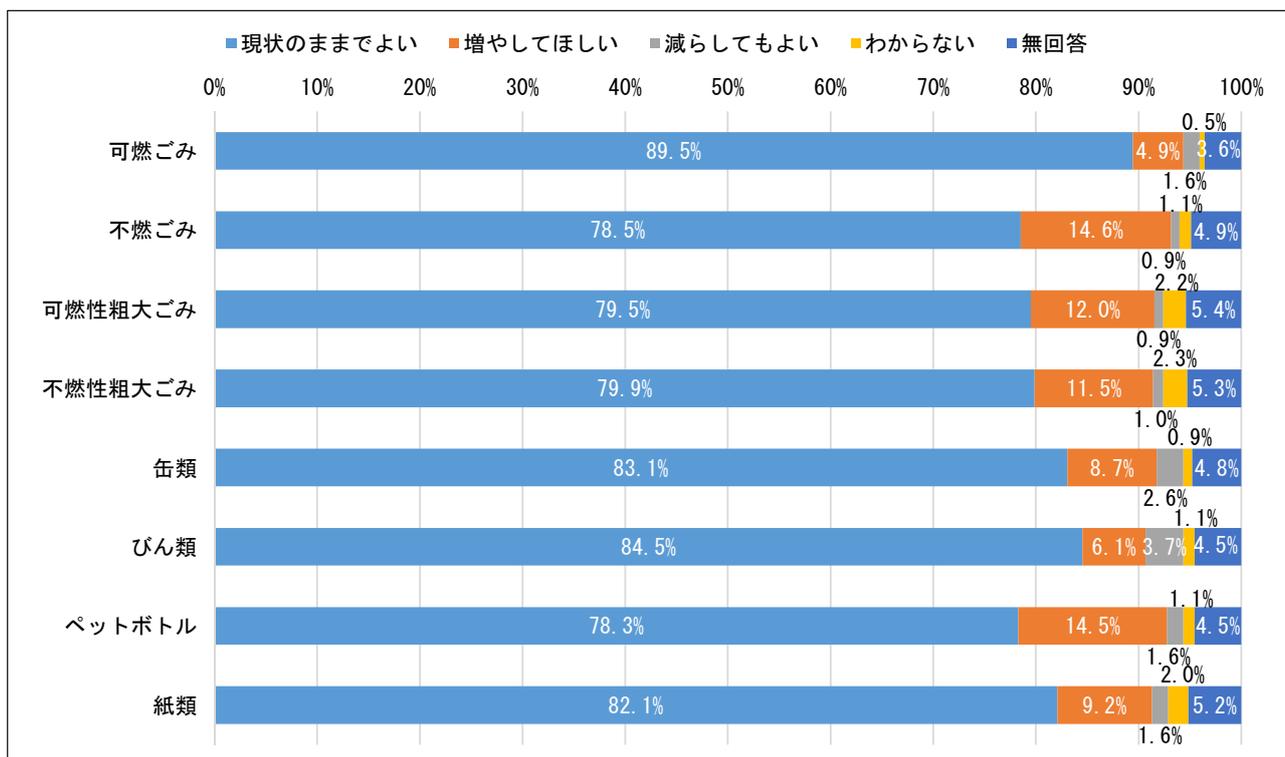
	回答数	構成比
ア 感じることもある	259	31.8%
イ 感じない	508	62.3%
ウ ごみ集積所を利用していない	5	0.6%
無回答	43	5.3%
合計	815	100.0%



意見

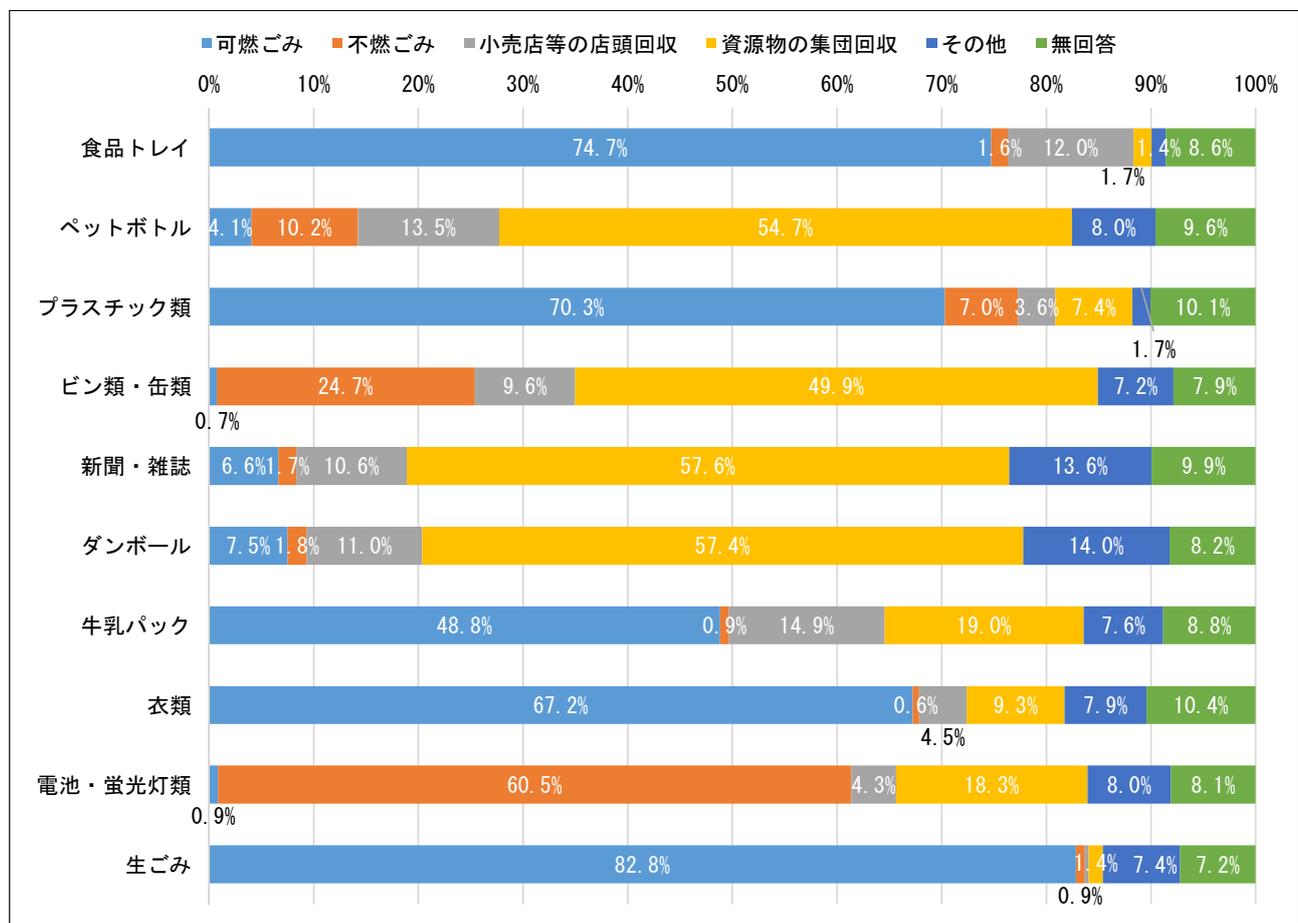
- 集積所が遠い
- ルールが守られていない（分別しない人、指定日以外に出す人がいる）
- ネコやカラスがごみを散らかす
- カゴが小さい
- 外部の人がごみを出す
- ごみを出せる時間が短い 等

質問9 ごみの収集回数について



質問 10 資源物の処理方法について

		可燃ごみ	不燃ごみ	小売店等の店頭回収	資源物の集団回収	その他	無回答
ア	食品トレイ	609	13	98	14	11	70
イ	ペットボトル	33	83	110	446	65	78
ウ	プラスチック類	573	57	29	60	14	82
エ	ビン類・缶類	6	201	78	407	59	64
オ	新聞・雑誌	54	14	86	469	111	81
カ	ダンボール	61	15	90	468	114	67
キ	牛乳パック	398	7	121	155	62	72
ク	衣類	548	5	37	76	64	85
ケ	電池・蛍光灯類	7	493	35	149	65	66
コ	生ごみ	675	7	3	11	60	59



質問 11 ごみ排出量県内ワースト 1 位について

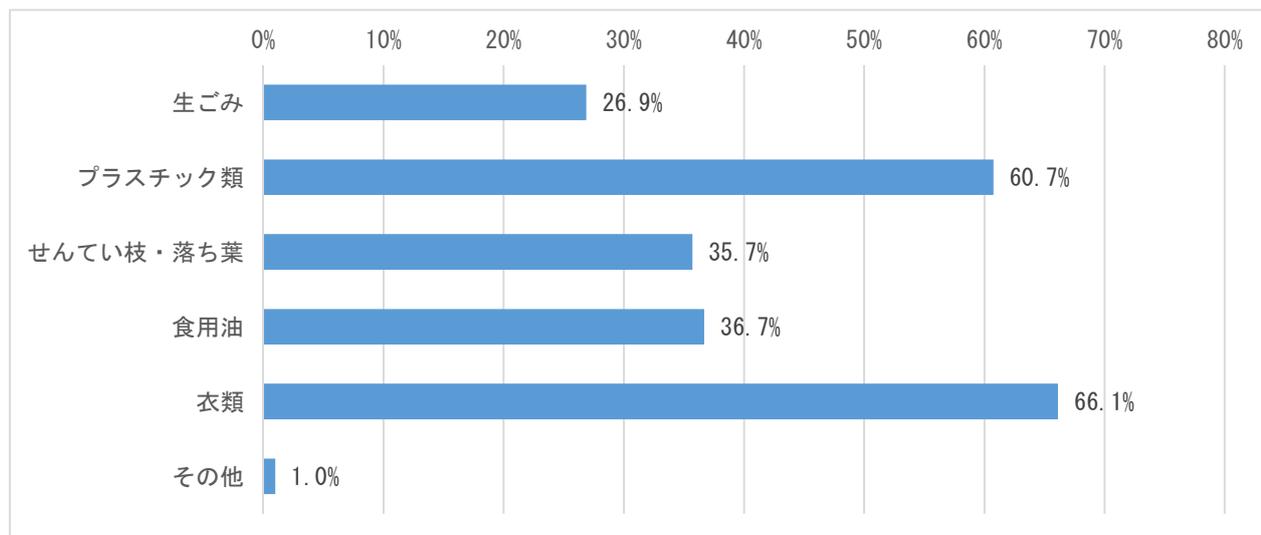
- せんてい枝や落ち葉などをリサイクルできるとよい
- 分別があまい
- トレイやパックが多いのでは
- ごみ袋を有料化する
- 野菜くず、生ごみを家庭で処理できないか
- 自宅での焼却ができないから
- 惣菜、冷凍食品やペットボトルの利用が多い
- 意識が低い 等

質問 12 資源化したほうが良いと思うもの

	回答数	構成比
ア 生ごみ	219	26.9%
イ プラスチック類	495	60.7%
ウ せんてい枝・落ち葉	291	35.7%
エ 食用油	299	36.7%
オ 衣類	539	66.1%
カ その他	8	1.0%

その他回答

- 紙、ダンボール
- 缶、ビン
- 牛乳パック、食品トレイ 等

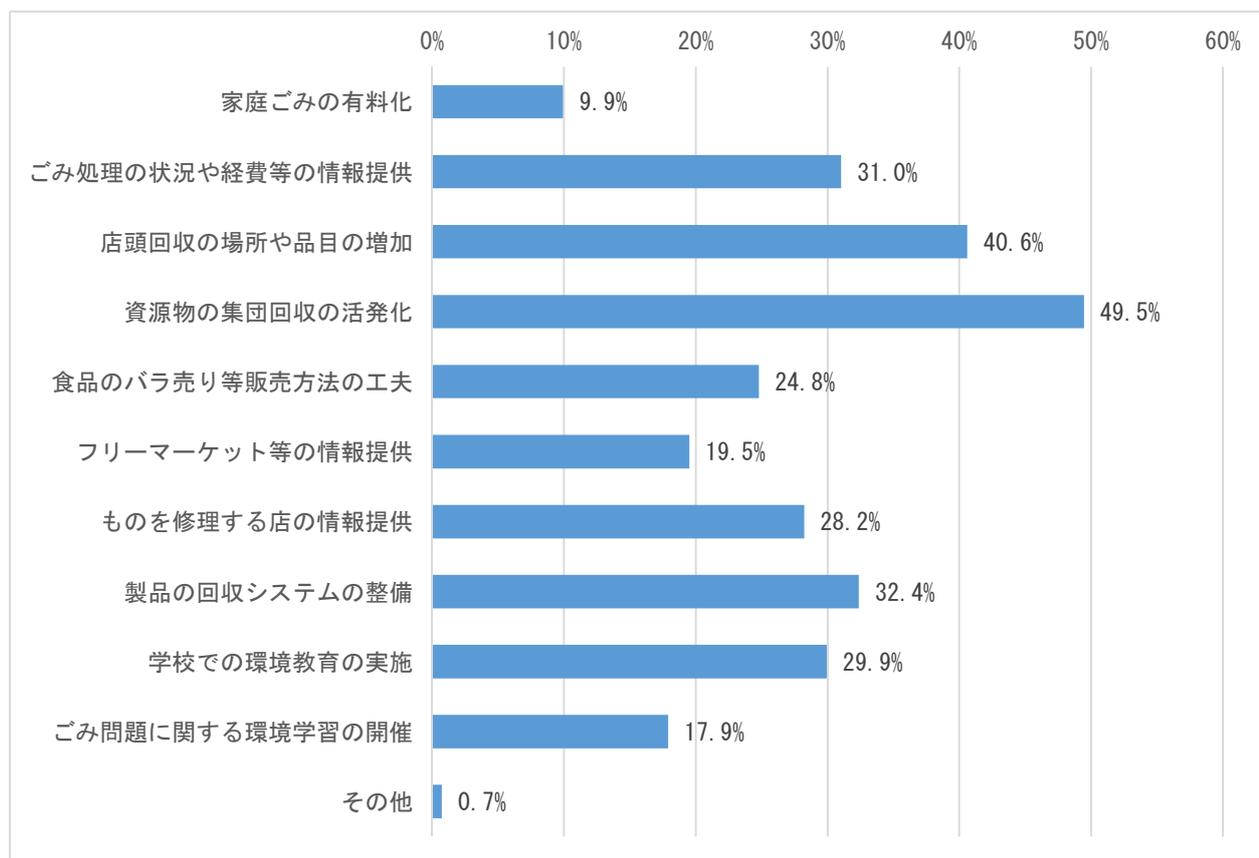


質問 13 ごみの減量化や資源化の推進手法

	回答数	構成比
ア 家庭ごみの有料化	81	9.9%
イ ごみ処理の状況や経費等の情報提供	253	31.0%
ウ 店頭回収の場所や品目の増加	331	40.6%
エ 資源物の集団回収の活発化	403	49.5%
オ 食品のバラ売り等販売方法の工夫	202	24.8%
カ フリーマーケット等の情報提供	159	19.5%
キ ものを修理する店の情報提供	230	28.2%
ク 製品の回収システムの整備	264	32.4%
ケ 学校での環境教育の実施	244	29.9%
コ ごみ問題に関する環境学習の開催	146	17.9%
サ その他	6	0.7%

その他回答

- ・無駄な包装を減らす
- ・資源をいつでも出せる場所をつくる
- ・生ごみ処理機の補助金 等

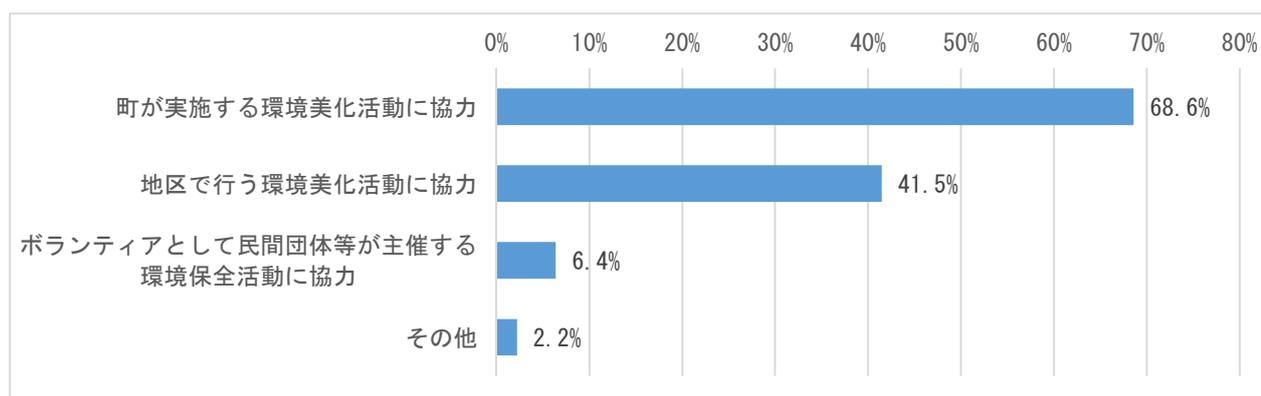


質問 14 環境保全活動について

	回答数	構成比
ア 町が実施する環境美化活動に協力	559	68.6%
イ 地区で行う環境美化活動に協力	338	41.5%
ウ ボランティアとして民間団体等が主催する環境保全活動に協力	52	6.4%
エ その他	18	2.2%

その他回答

- 日常的にごみ拾いをしている
- 学校での資源回収
- ポイ捨てをしない 等



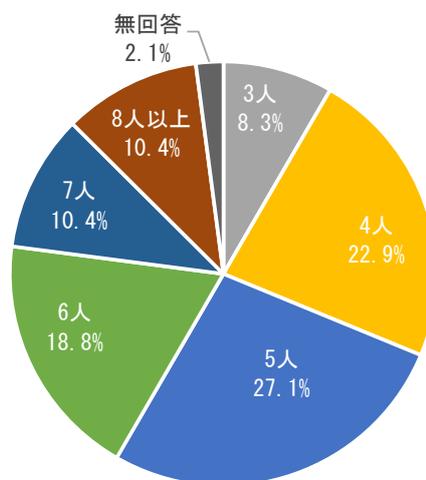
質問 15 ごみに関する意見

- ポイ捨てが多い為、罰金化してはどうか
- ごみについての意識向上、イベントでのPRをしてはどうか
- 集積所が少なく、家から遠い
- ポイ捨てさせない環境づくり（監視カメラの設置等）
- 分別表の外国語対応
- 有料化はしないでほしい
- 剪定枝や落葉、ごみを燃やしている
- モラルがない
- ごみ当番が大変
- 落ち葉や草を燃やしたい
- 年末年始の回収を増やしてほしい
- 分別がわかりにくい 等

○ 中学生アンケート結果

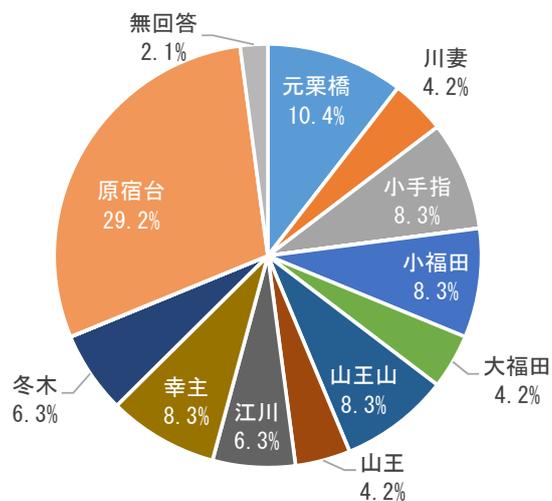
質問1 同居している家族

	回答数	構成比
ア 1人	0	0.0%
イ 2人	0	0.0%
ウ 3人	4	8.3%
エ 4人	11	22.9%
オ 5人	13	27.1%
カ 6人	9	18.8%
キ 7人	5	10.4%
ク 8人以上	5	10.4%
無回答	1	2.1%
合計	48	100.0%



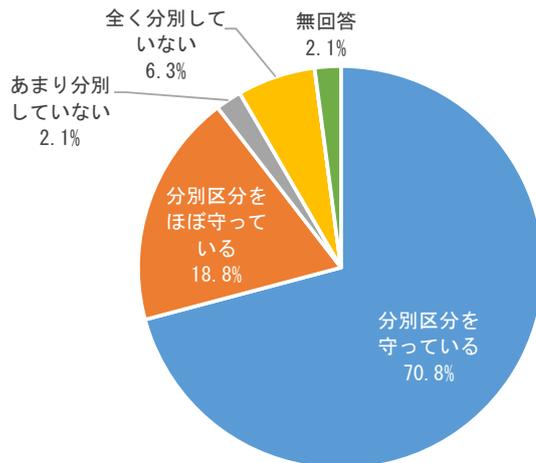
質問2 住んでいる地区

	回答数	構成比
ア 元栗橋	5	10.4%
イ 川妻	2	4.2%
ウ 小手指	4	8.3%
エ 新幸谷	0	0.0%
オ 小福田	4	8.3%
カ 大福田	2	4.2%
キ 山王山	4	8.3%
ク 山王	2	4.2%
ケ 江川	3	6.3%
コ 幸主	4	8.3%
サ 冬木	3	6.3%
シ 前林	0	0.0%
ス 釈迦	0	0.0%
セ 原宿台	14	29.2%
無回答	1	2.1%
合計	48	100.0%



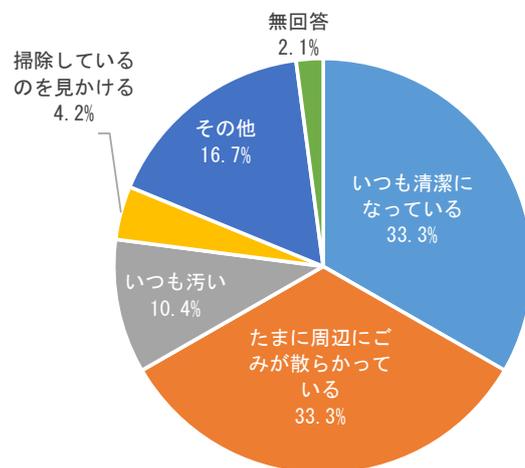
質問3 家庭からでるごみの分別を実施しているか

	回答数	構成比
ア 分別区分を守っている	34	70.8%
イ 分別区分をほぼ守っている	9	18.8%
ウ あまり分別していない	1	2.1%
エ 全く分別していない	3	6.3%
オ その他	0	0.0%
無回答	1	2.1%
合計	48	100.0%



質問4 家の近所にあるごみ集積所について

	回答数	構成比
ア いつも清潔になっている	16	33.3%
イ たまに周辺にごみ散らかっている	16	33.3%
ウ いつも汚い	5	10.4%
エ 掃除しているのを見かける	2	4.2%
オ その他	8	16.7%
無回答	1	2.1%
合計	48	100.0%

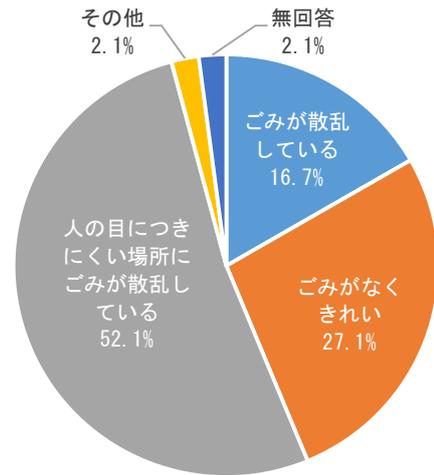


その他回答

- ごみ集積所を知らない
- どこに捨てているかわからない
- ごくまれに1つや2つ周りに落ちている
- わからない 等

質問 5 通学路等の道路や家の周辺について

	回答数	構成比
ア ごみが散乱している	8	16.7%
イ ごみがなくきれい	13	27.1%
ウ 人の目につきにくい場所に ごみが散乱している	25	52.1%
エ その他	1	2.1%
無回答	1	2.1%
合計	48	100.0%



その他回答

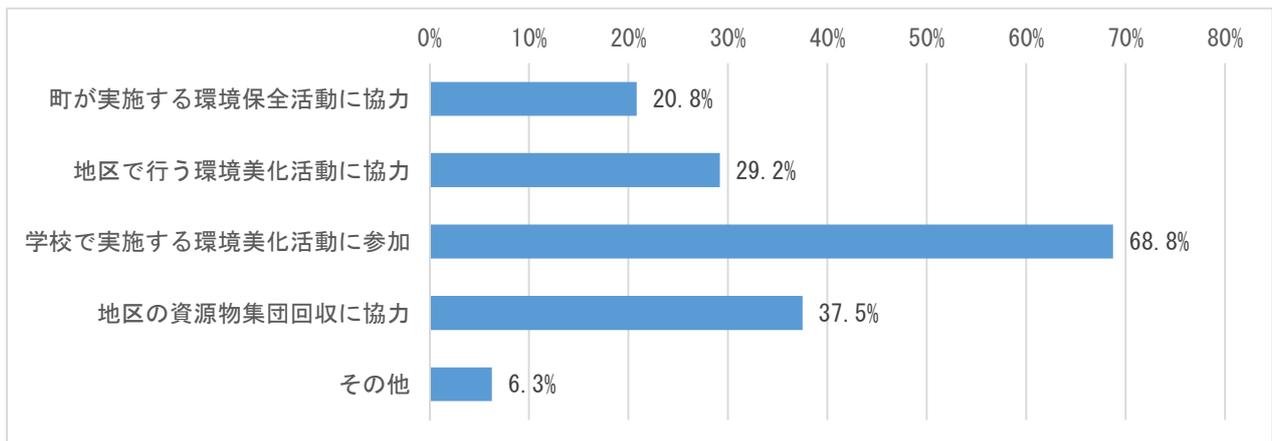
- ・なんとも思わない

質問 6 環境保全活動や資源物の集団回収について

	回答数	構成比
ア 町が実施する環境保全活動に協力	10	20.8%
イ 地区で行う環境美化活動に協力	14	29.2%
ウ 学校で実施する環境美化活動に参加	33	68.8%
エ 地区の資源物集団回収に協力	18	37.5%
オ その他	3	6.3%

その他回答

- ・参加していない



質問7 ごみ排出量県内ワースト1位について

- ごみ排出量が多いと思った
- リサイクルできるごみはリサイクルしたい
- 何も思わない
- ごみが出やすい暮らし
- よくわからない
- 外国人が多く、わかっていない
- 適切にごみ処理をしているのであれば問題ない
- ごみ問題に取り組んでいない
- しかたない 等

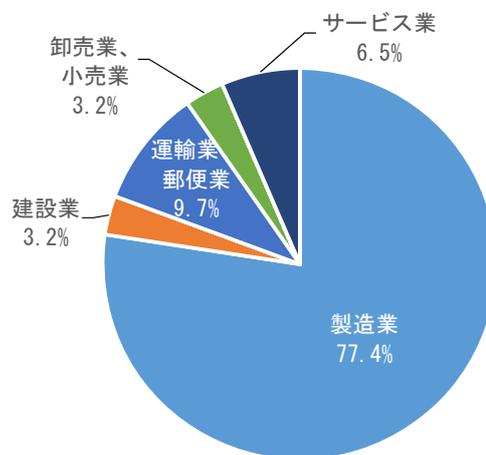
質問8 ごみ問題に関する意見

- 道路等に落ちているごみは拾ったほうがよい
- 畑にごみが落ちている。所有者の気持ちを考えてほしい
- ポイ捨てをする人が多い
- ごみを拾ってもすぐに捨てられる
- 分別に気をつける
- ごみはなぜ分別しないといけないのか
- 生きていたらしかたない
- 海とか道路にごみを投げる人がいる 等

○ 事業者アンケート結果

質問 1 業種について

	回答数	構成比																								
ア 製造業	24	77.4%																								
イ 建設業	1	3.2%																								
ウ 電気・ガス・水道業	0	0.0%																								
エ 情報通信業	0	0.0%																								
オ 運輸業、郵便業	3	9.7%																								
カ 卸売業、小売業	1	3.2%	キ 金融・保険業	0	0.0%	ク 飲食業、宿泊業	0	0.0%	ケ 教育・学習関連	0	0.0%	コ 医療・福祉関連	0	0.0%	サ サービス業	2	6.5%	シ その他	0	0.0%	無回答	0	0.0%	合計	31	100.0%
キ 金融・保険業	0	0.0%																								
ク 飲食業、宿泊業	0	0.0%																								
ケ 教育・学習関連	0	0.0%																								
コ 医療・福祉関連	0	0.0%																								
サ サービス業	2	6.5%																								
シ その他	0	0.0%																								
無回答	0	0.0%																								
合計	31	100.0%																								



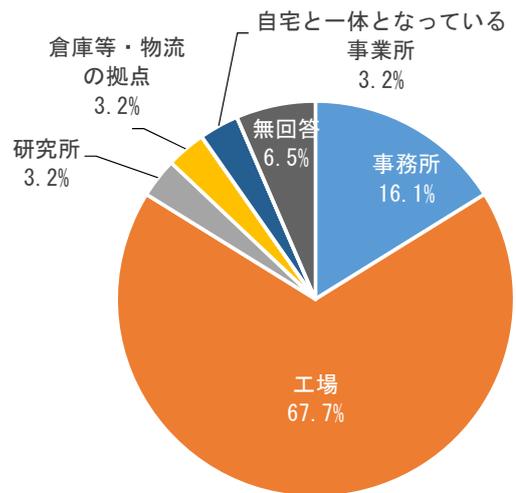
質問 2 従業員数

	回答数	構成比
ア 5人未満	2	6.5%
イ 5~25人未満	5	16.1%
ウ 25人~50人未満	5	16.1%
エ 50人~100人未満	6	19.4%
オ 100人~200人未満	7	22.6%
カ 200~300人未満	5	16.1%
キ 300人以上	1	3.2%
合計	31	100.0%



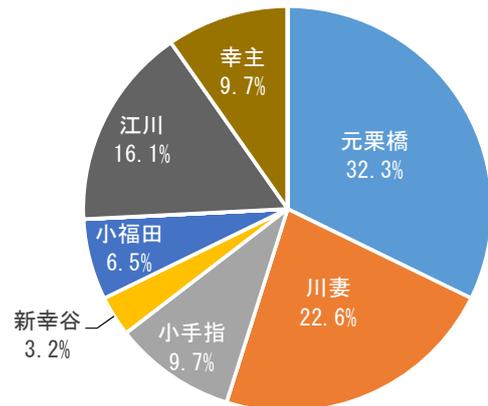
質問3 事業所の種類

	回答数	構成比
ア 事務所	5	16.1%
イ 工場	21	67.7%
ウ 研究所	1	3.2%
エ 倉庫等・物流の拠点	1	3.2%
オ 研修施設・宿泊施設	0	0.0%
カ 店舗	0	0.0%
キ 自宅と一体となっている事業所	1	3.2%
ク その他	0	0.0%
無回答	2	6.5%
合計	31	100.0%



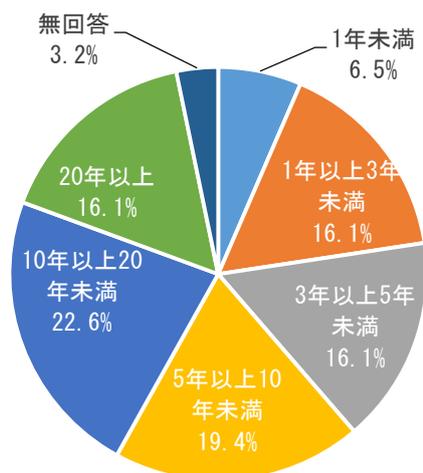
質問4 事業所の所在地

	回答数	構成比
ア 元栗橋	10	32.3%
イ 川妻	7	22.6%
ウ 小手指	3	9.7%
エ 新幸谷	1	3.2%
オ 小福田	2	6.5%
カ 大福田	0	0.0%
キ 山王山	0	0.0%
ク 山王	0	0.0%
ケ 江川	5	16.1%
コ 幸主	3	9.7%
サ 冬木	0	0.0%
シ 前林	0	0.0%
ス 釈迦	0	0.0%
セ 原宿台	0	0.0%
合計	31	100.0%



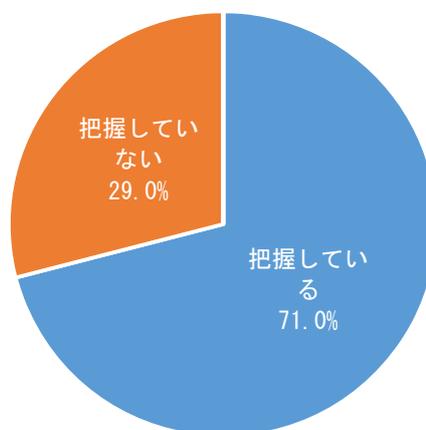
質問 5 事業所の年数

	回答数	構成比
ア 1年未満	2	6.5%
イ 1年以上3年未満	5	16.1%
ウ 3年以上5年未満	5	16.1%
エ 5年以上10年未満	6	19.4%
オ 10年以上20年未満	7	22.6%
カ 20年以上	5	16.1%
無回答	1	3.2%
合計	31	100.0%



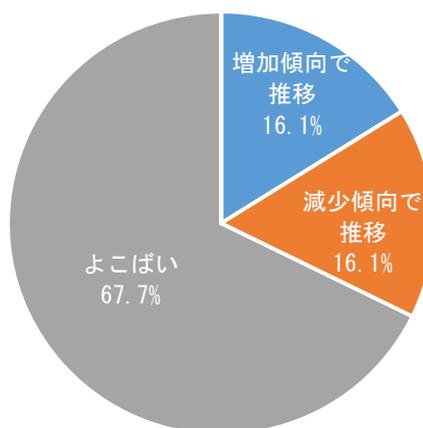
質問 6 一般廃棄物量の把握

	回答数	構成比
ア 把握している	22	71.0%
イ 把握していない	9	29.0%
合計	31	100.0%



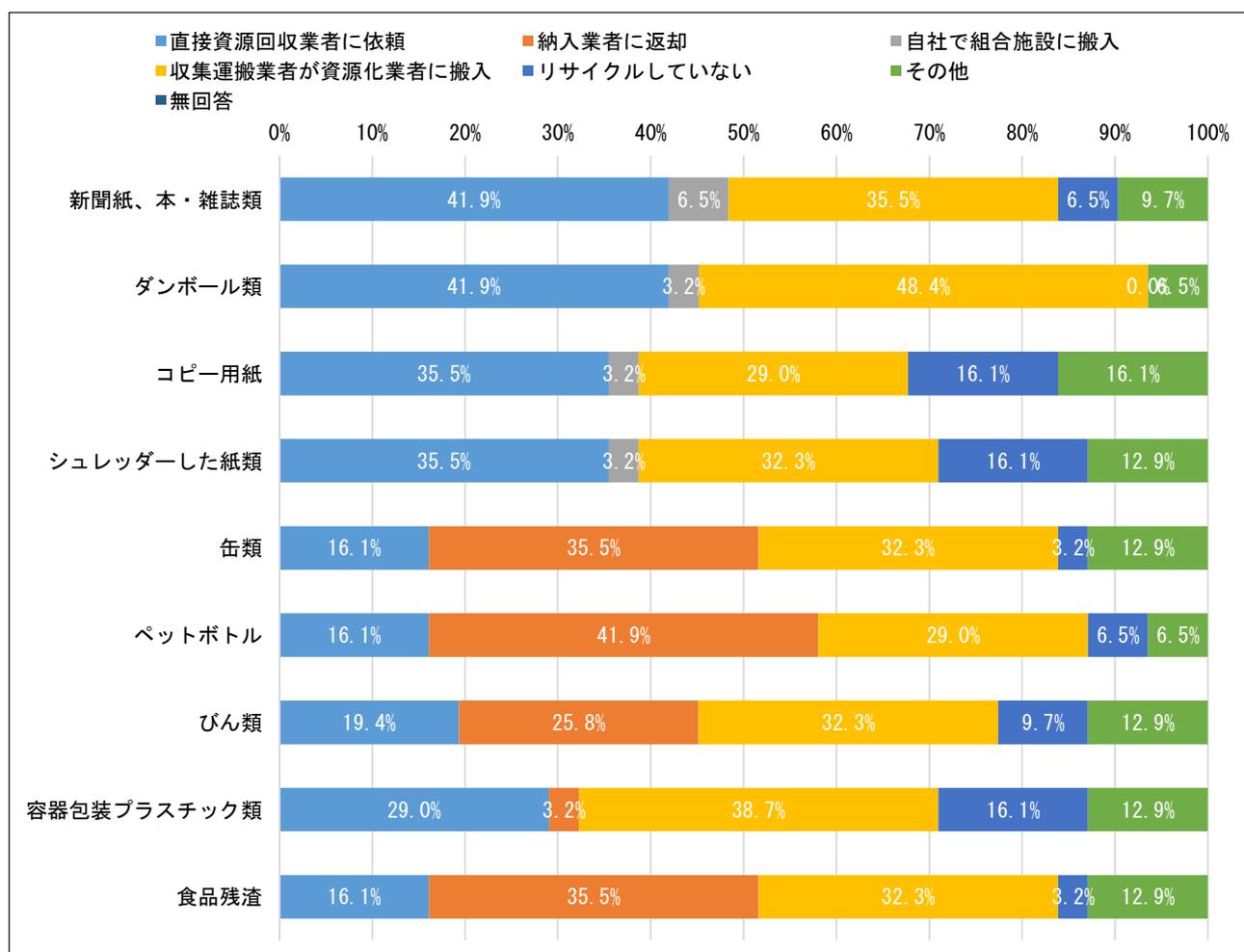
質問 7 一般廃棄物の量の傾向

	回答数	構成比
ア 増加傾向で推移	5	16.1%
イ 減少傾向で推移	5	16.1%
ウ よこばい	21	67.7%
エ その他	0	0.0%
合計	31	100.0%



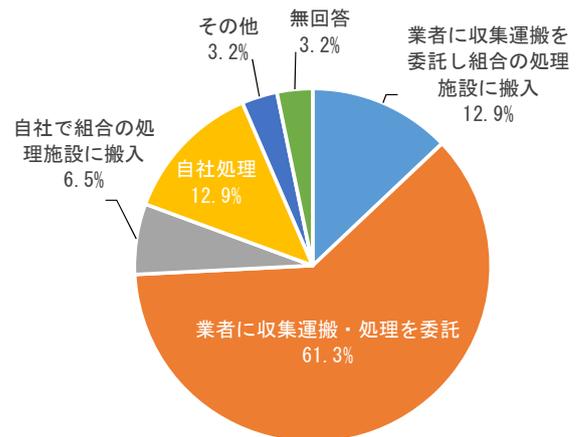
質問 8 資源化物のリサイクルについて

	直接資源 回収業者 に依頼	納入業者 に返却	自社で組 合施設に 搬入	収集運搬業 者が資源化 業者に搬入	リサイク ルしてい ない	その他
ア 新聞紙、本・雑誌類	13	0	2	11	2	3
イ ダンボール類	13	0	1	15	0	2
ウ コピー用紙	11	0	1	9	5	5
エ シュレッダーした 紙類	11	0	1	10	5	4
オ 缶類	5	11	0	10	1	4
カ ペットボトル	5	13	0	9	2	2
キ びん類	6	8	0	10	3	4
ク 容器包装プラス チック類	9	1	0	12	5	4
ケ 食品残渣	5	11	0	10	1	4



質問 9 可燃ごみの処理

	回答数	構成比
ア 業者に収集運搬を委託し組合の処理施設に搬入	4	12.9%
イ 業者に収集運搬・処理を委託	19	61.3%
ウ 自社で組合の処理施設に搬入	2	6.5%
エ 自社処理	4	12.9%
オ その他	1	3.2%
無回答	1	3.2%
合計	31	100.0%



その他回答

- ・地域のごみ集積所

質問 10 廃棄物減量、資源化の取組について

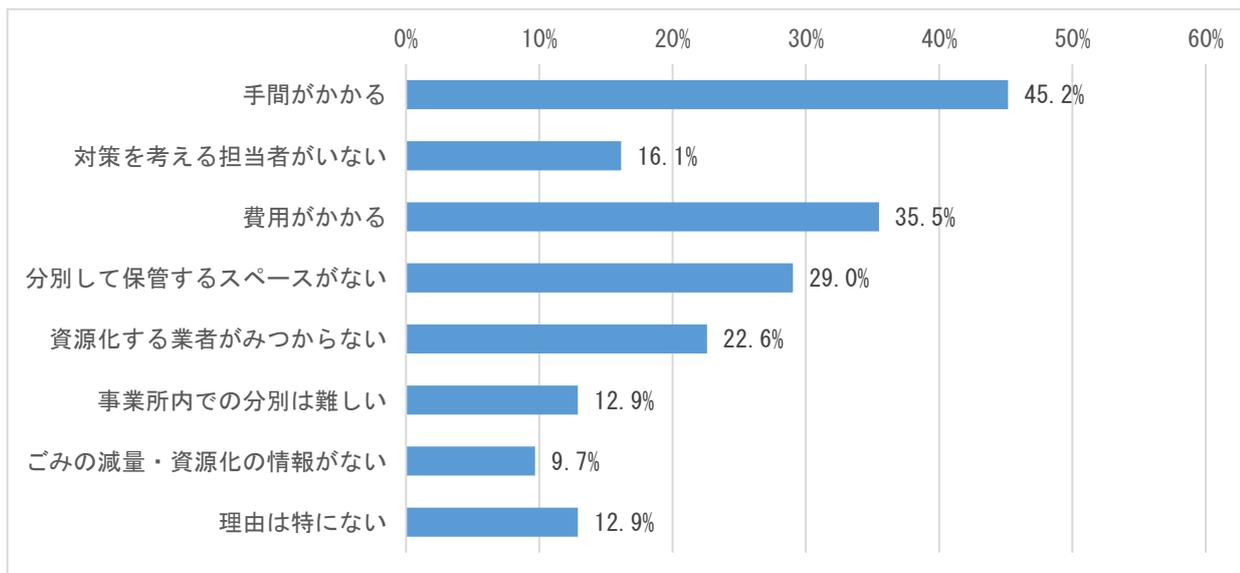
- ・リターナブル容器での製品化
- ・コンビニなどのごみは持ち帰らないようにしている
- ・ISO14001 の取組、廃棄物は電子マニフェスト対応
- ・木製パレット、ダンボールはリサイクルしている
- ・プラスチック容器は資源化、分別の社内教育の実施
- ・リサイクル率 100%を目標としている
- ・食品残渣の飼料化、減量化
- ・廃棄物を減らすようにしている
- ・コピー用紙の削減
- ・製品の軽量化 等

質問 11 ごみ排出量県内ワースト 1 位について

- ・業種による排出量の差
- ・リサイクルの考え方の見直し、分別意識の向上
- ・耐久消費財の買い替え
- ・過剰包装
- ・使い捨て商品の増加
- ・安価にもの入手できるため物を大事にしない
- ・食品トレイ、食物包装物の増加
- ・ごみ排出量に関心がない
- ・他市町村の対策等を取り入れる必要がある
- ・企業努力が必要
- ・リサイクル業者に紹介をしてほしい
- ・スーパーなどの資源回収がない 等

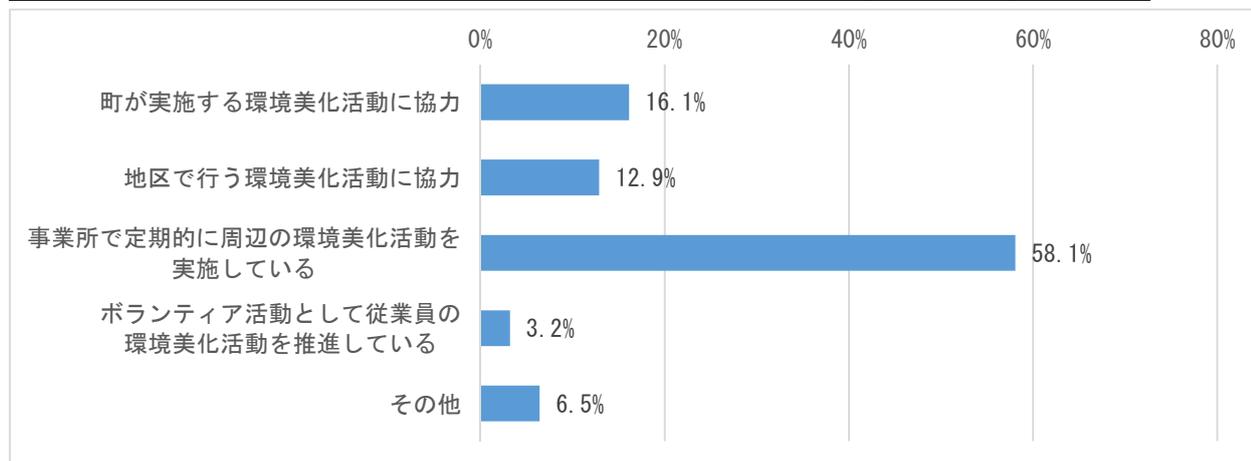
質問 12 廃棄物の減量・資源化の障害

	回答数	構成比
ア 手間がかかる	14	45.2%
イ 対策を考える担当者がいない	5	16.1%
ウ 費用がかかる	11	35.5%
エ 分別して保管するスペースがない	9	29.0%
オ 資源化する業者が見つからない	7	22.6%
カ 事業所内での分別は難しい	4	12.9%
キ ごみの減量・資源化の情報がない	3	9.7%
ク 理由は特にない	4	12.9%
ケ その他	0	0.0%



質問 13 事業所の環境美化活動について

	回答数	構成比
ア 町が実施する環境美化活動に協力	5	16.1%
イ 地区で行う環境美化活動に協力	4	12.9%
ウ 事業所で定期的に周辺環境美化活動を実施している	18	58.1%
エ ボランティア活動として従業員の環境美化活動を推進している	1	3.2%
オ その他	2	6.5%



用語解説

あ 行

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物であると定義されています。家庭から排出されるごみやし尿、オフィスから排出される紙くず等が一般廃棄物となります。

汚水処理人口普及率

各年度末の行政人口に対し、公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設を利用している人口の割合で、汚水処理施設の普及状況の指標です。

$$\text{汚水処理人口普及率} = \left(\frac{\text{公共下水道処理人口} + \text{農業集落排水処理人口} + \text{合併浄化槽人口}}{\text{総人口}} \right) \times 100$$

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタン等のガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が主になります。

か 行

合併処理浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のことです。生活排水は、河川などの水質汚濁の原因となっており、浄化槽法の改正により（平成 13 年度施行）、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務づけられています。

家電リサイクル法

正式には「特定家庭用機器再商品化法」で、エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。

環境基準

環境基本法の第 16 条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めています。ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類特別措置法を根拠として、大気、水質、土壌の環境基準が定められています。

環境基本法

平成 5 年に制定された法律で、環境の保全について 3 つの基本理念（環境の恵沢の享受と継承、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、国際的協調による地球環境保全の積極的推進）を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。

グリーン購入法

正式には「国等による環境物品等の調達に関する法律」で、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指し、国や地方公共団体、事業者や国民の責務を定めています。

建設リサイクル法

正式には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けています。

公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいいます。

小型家電リサイクル法

正式には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」で、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例について定めた法律です。

コンポスト

落ち葉や枯れ草、野菜くず等の植物残渣を、悪臭や虫の発生を抑え、微生物の働きで分解、発酵させて作られるたい肥を作ることをいいます。

さ 行

最終処分場

廃棄物は、再利用または再資源化される以外は、埋め立てにより最終処分されます。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。

3R

ごみの排出を抑制（リデュース：Reduce）、使えるものは何度でも使う（リユース：Reuse）、資源に戻す（リサイクル：Recycle）のごみを減らす3つの総称です。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等、法で定められている20種類の廃棄物をいいます。

資源化率

排出されるごみに対して、総資源化量がどの程度であるかを示す数値で、以下に示す式で算出します。

$$\left(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後資源化量} + \text{集団回収量} \right) / \text{ごみ総排出量} \times 100$$

資源有効利用促進法

正式には「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、事業者による製品の回収・リサイクルの実施等リサイクル対策を強化し、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、回収した製品からの部品等の再利用（リユース）対策を新たに講じるとともに、産業廃棄物対策としても副産物のリデュース、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目的としています。10業種・69品目を対象業種・対象製品として設定しています。

持続可能な開発目標

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っていることが特徴です。

循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方です。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律です。

自動車リサイクル法

正式には「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車を使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残渣）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度です。

食品リサイクル法

正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の発生抑制を図ること等を目的としています。

食品ロス削減推進法

正式には「食品ロスの削減の推進に関する法律」で、まだ食べることができる食品が廃棄されないよう、社会全体として、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図り、できるだけ食品として活用することを目的とし、令和元（2019）年 10 月に施行されました。

た 行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称です。ごく微量でも発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質を持つと言われていています。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため、ごみ焼却施設などからの発生が問題となっています。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽で、台所や風呂などの生活雑排水の処理ができないため、公共用水域の水質汚濁の要因になるとして、新たな設置は認められず、既設についても合併処理浄化槽への転換がすすめられています。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタン等のガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める効果があります。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系へ大きな影響及ぼすことが懸念されています。1990 年から 2100 年までの間に、地球の平均地上気温は 1.4～5.8℃上昇し、海面水位は 9～88cm 上昇すると予測されています。

中間処理（施設）

収集したごみの焼却、不燃ごみの破砕、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理することで、さらに、鉄やアルミ、ガラス等再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。中間処理を行う施設を中間処理施設といいます。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性がある等人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもので、他の廃棄物と区別して収集運搬や、特定の方法による処理を義務付ける等、特別な基準が適用されます。PCB 使用製品、ばいじん、燃え殻、汚泥、感染性一般廃棄物等があります。

な 行

生ごみ処理機器

家庭から出る生ごみを減量化する装置をいいます。電動式の生ごみ処理機には、温風で乾燥する熱処理式と微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式、送風乾燥後にバイオ処理するハイブリッド式があります。

農業集落排水施設

農業集落からのし尿、生活雑排水を処理する施設をいいます。公共用水域の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村の生活環境の改善等を目的としています。

野焼き

廃棄物を処理することを目的として、処理基準を満たしている焼却施設を用いずに廃棄物を焼却することをいいます。ドラム缶や旧式の焼却炉などでの焼却も含まれます。ただし、公益もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が、軽微である廃棄物の焼却は該当しません。

は 行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

略称で廃棄物処理法といわれ、廃棄物の発生を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を目的とした法律です。廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理計画の策定等が定められています。

フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミス等のさまざまな理由で廃棄される食品を集め（寄贈してもらい）、必要としている施設や団体、困窮世帯等に無償で提供する活動をいいます。

プラスチック資源循環促進法

正式には「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」で、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組を促進することを目的とし、令和 4（2022）年 4 月に施行されました。

ま 行

マイバッグ

買い物の際に持参する袋やバッグのことで、レジ袋を削減するために、マイバッグ運動として全国的に広まり、だれもが実行できる身近な環境保護活動の一つとなっています。

や 行

容器包装リサイクル法

正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

ら 行

リサイクル (Recycle)

廃棄物を再生利用することで、廃棄物等を原材料とする再生利用、焼却して熱を回収するサーマルリサイクル等があります。

リデュース (Reduce)

廃棄物の発生を抑制することで、ムダなものは買わず、ものを大切に使うことによりごみの発生を抑制します。

リユース (Reuse)

物を繰り返し使うことで、一時使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うをいいます。

レアメタル

非鉄金属の中で流通量が少ない、希少な金属の総称です。希少な理由としては、採掘や精錬のコストが高いなどがあげられます。先端産業に不可欠な材料で廃棄物からの抽出によるリサイクルも進んでいます。

五霞町一般廃棄物処理基本計画

発行 令和6年3月

発行者 五霞町生活安全課

〒306-0392

茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1

TEL:0280-84-1111

<https://www.town.goka.lg.jp>